

令和7年 第2回定例会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 7年 6月 2日 開会

令和 7年 6月 6日 閉会

大 樹 町 議 会

# 令和7年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月2日（月曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 陳情第 2号 「所得税法第56条及び関連事項見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 7 報告第 1号 令和6年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 同意第 3号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第10 議案第 54号 大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部改正
- 第11 議案第 55号 令和7年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第 56号 令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 57号 令和7年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第 58号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第 59号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第 60号 財産の取得について
- 第17 議案第 61号 財産の取得について
- 第18 発委第 2号 議会改革に関する調査特別委員会の設置について
- 追加第1 議会改革に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任

## ○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
副 町 長	松 木 義 行
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
総 務 課 参 事	楠 本 正 樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松 久 琢 磨
宇宙航空課長	菅 浩 也
住 民 課 長	牧 田 護
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長	水 津 孝 一
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	藤 谷 満 伸
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
建設水道課参事	川 口 賢 治
会計管理者兼出納課長	三津田 崇
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	伊 勢 巖 則
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	須 藤 恭 弥

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君

11番 菅 敏 範 君

1番 播 間 章 浩 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、播間章浩君。

○播間議会運営委員長

議会運営委員会報告を行います。

去る5月27日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本定例会への提出事件は、陳情が1件、報告が1件、委員の選任が1件、計画の策定が1件、条例の一部改正が1件、補正予算が3件、契約の締結が2件、財産の取得が2件、発委が2件、一般質問は4議員4項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は6月6日までの5日間とし、会議日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月6日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月6日までの5日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告をいたさせます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、3月5日開会の第1回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定によります3月、4月、5月の例月出納検査結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法第199条第7項の規定によります監査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、経済常任委員会を1回、広報広聴常任委員会を2回、議会運営委員会を5回開催してございます。

第3、会議関係、第4、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましてのご報告を終了させていただきます。

○議 長

以上で諸般報告を終わります。

## ◎日程第5 行政報告

### ○議 長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

### ○黒川町長

それでは、令和7年4月28日開催の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番の町立病院の医師招へいにつきましては、昨年8月に内科医師が退職し、常勤医師3名体制で診療しておりましたが、このたび内科医としてお勤めいただける医師をお招きすることになりましたので、ご報告させていただきます。

お名前は、竹下和良医師、年齢は63歳で、滋賀医科大学を卒業後、医学博士を取得されております。

主な経歴としましては、滋賀医科大学関連病院の勤務や米国ピッツバーグ大学への留学、クリニックの開業など、外科医師として30年間活躍された後、平成28年6月からは道内の公立病院にて内科総合診療科医師として勤務されております。

7月1日付、内科医長として着任をいただきます。

今後、診療体制等含めて、町広報紙やホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。

2番の町営牧場夏期放牧入牧状況につきましては、光地園牧場におきまして、5月27日から29日にかけて、今年度の受け入れを開始したところであります。29日までの入牧頭数などは、記載のとおりとなっております。

3番の委員等の委嘱につきましては、大樹町子ども・子育て支援会議委員、大樹町地域安全推進協議会委員を、それぞれ記載のとおり委嘱しております。

4番の宇宙航空関連につきましては、5月19日からJAXA宇宙科学研究所による今年度の大気球実験のための準備が始まっております。

また、5月23日に、宇宙交流センターSORAにおいて、企業版ふるさと納税でご寄附をいただいた事業者に対する感謝状贈呈式を開催しております。

5番の令和7年度国・道関係事業につきましては、今年度、町内で実施を予定している道路、漁港、治水の各事業を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

6番の農作物の成育状況につきましては、6月1日現在の成育状況が、4月中旬から5月上旬にかけての天候不良により、直播のてん菜がやや不良になるなど、畑作物にやや遅れが見られる状況です。今後、天候が回復し、豊穰な秋を迎えることを期待しているところでございます。

7番の入札執行関係につきましては、工事請負契約4件、業務委託契約7件、物品購入契約2件を、それぞれ記載のとおり、入札及び契約を行っております。

8番のその他、来町者と会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上

で行政報告を終わらせていただきます。

**○議 長**

沼田教育長。

**○沼田教育長**

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1 番、委員の委嘱についてであります。改選期を迎えました（1）大樹町学校運営協議会委員、（2）大樹町学校給食運営委員会委員、（4）大樹町スポーツ推進委員、（5）大樹町図書館運営委員会委員と委員の補充として（3）大樹町社会教育委員、そして（6）大樹町図書館あり方検討協議会委員を、それぞれ記載されている方にご委嘱申し上げます。

2 番、優秀選手の派遣についてでございますが、Runbike Revolution 2024 天下布武 全国決戦が4月20日日曜日、愛知県大口町で開催され、橋村健吾さんと引率者を派遣しております。結果につきましては、記載のとおりでございます。

3 番、地域おこし協力隊の任用についてであります。大樹高校魅力化コーディネーターとして、5月1日付で浅野香世子さんを任用いたしました。

主な業務は、道外等から大樹高校に入学する生徒の募集や入学した生徒のサポートなどを行います。

4 番、その他、会議出席等につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

**○議 長**

以上で行政報告を終わります。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日6月3日正午までといたします。

**◎日程第6 陳情第2号**

**○議 長**

日程第6 陳情第2号「所得税法第56条及び関連事項見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書の件を議題といたします。

本陳情書の内容については、お手元に配付したとおりであります。

この陳情の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

**◎日程第7 報告第1号**

**○議 長**

日程第7 報告第1号令和6年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました報告第1号につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告いたしますのは、令和6年度大樹町一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）の繰越明許費でお認めいただいた事業費用で、2款総務費、1項総務管理費、宇宙のまちづくり推進事業から8款土木費、4項都市計画費、都市計画一般管理費までの7事業であります。

7事業の翌年度繰越額の合計は、1億8,680万円。

財源は、特定財源が1億8,052万7,000円、そのうち未収入が1億8,003万2,000円、一般財源が627万3,000円となっております。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第8 同意第3号

○議 長

日程第8 同意第3号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案の一部を朗読させていただきます。

同意第3号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち妹尾美晴氏は、令和7年6月22日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めたい。

後任につきましては、引き続き妹尾美晴氏を選任するもので、住所、生年月日は記載のと

おりです。

参考としまして、任期は令和7年6月23日から令和10年6月22日までであります。

妹尾美晴氏は、現在、司法書士として町内事業所に勤務しており、不動産の登記手続きに携わるなど、固定資産の評価や審査において、専門的知識や経験が豊富なことから、引き続き委員として選任したいと考えるものであります。

なお、議案下段に地方税法の抜粋を掲載しておりますので、ご審議のうえ同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案は、議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

#### ◎日程第9 議案第53号

**○議 長**

日程第9 議案第53号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

**○黒川町長**

ただいま議題となりました議案第53号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、浜大樹辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、別記様式、総合整備計画書に沿って説明させていただきますので、議案を1枚おめくり願います。

本計画書は、浜大樹辺地の計画で、1、辺地の概況の(1)辺地を構成する字の名称は、昨年までの計画と同様に、字浜大樹、字晩成、字美成、字芽武の一部としてございます。

次に、2、公共的施設の整備を必要とする事情では、日本海溝・千島海溝周辺を震源とする大地震・大津波対策として、美成及び浜大樹両地区の避難路整備について、それぞれの事情とその必要性をうたってございます。

次に、3、公共的施設の整備計画では、計画期間と事業費、財源を記載してございます。事業期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とし、整備計画としては、以前より整備を進めている美成7号支線の道路整備と、浜大樹では津波避難タワー建設に伴う避難経路となる浜大樹5号線の改良舗装とし、両事業の費用総額は3億5,190万円、財源内訳は、特定財源は国の補助金が2億691万円、一般財源は1億4,499万円で、一般財源のうち辺地対策事業債の借入予定額が1億3,370万円となるものでございます。

なお、美成7号支線の事業費や財源等は、事業費の総額を記載しており、令和5年度からの総額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

志民議員。

○志民和義議員

総合整備計画の中の辺地度点数というところをお聞きしたいと思います。

この辺地度点数によって辺地債の対象になるのかどうか、関連しているのか。

また、303点というのは、一体どういう区分になっているのか、何点から辺地債の対象になっていくのか。それについてお伺いします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議員ご質問の辺地度点数でございます。

この点数によって、辺地の地域であるかどうかというのが決まるわけでございます。点数的には、100点が基準となっております。100点を超えるものに関しましては、辺地という扱いでございます。

内容的には、交通条件や経済状況など、恵まれていない地域であるかというところを点

数化して定めているものでございます。例えば学校がこの地域にどれくらいの距離であるか。また、病院、市役所、郵便局といった地理的な条件がどの程度離れているかが点数化されていて、当町の場合は、総合の点数が303点となっている状況でございます。

以上でございます。

**○議 長**

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

計画書の3の公共的施設の整備計画が、令和7年度から11年度までの5年間になっているのですが、この5年間という数字は、全体を5か年に分割してやるのか、どこかで1回でやるのか、その辺のやり方についてお聞きしたいのと、防災に関するものでありますから急ぐのではないかと考えています。特に浜大樹の関係につきましては、延長が70メートルですので早くやるべきだと思うのですが、何年度に計画するのか、お聞きしたいと思います。

**○議 長**

吉田総務課長。

**○吉田総務課長**

総合整備計画の計画期間でございます。

まず、辺地計画に関しましては、今年度から新たに計画となっております、計画期間は5年となっているものですから、5年と定めてございます。

また、浜大樹の5号線の関係でございますが、既に今年度、設計の予算を議決していただいています。計画に定めているものは来年度の工事という形で、浜大樹に関しましては、来年度工事で終了となっております。

以上でございます。

**○議 長**

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第54号

○議 長

日程第10 議案第54号大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第54号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部改正をお願いするもので、児童福祉法等の一部を改正する法律が、令和7年4月に公布されたことから、本条例について所用の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

議案第54号について、条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するのでございます。

第2条、所管事項では、本条例が参照している子ども・子育て支援法の改正に伴い、第1項第2号の「法第43条第2項」から「法第43条第4項」へ、第1項第3号の「法第61条第7項」を「法第61条第2項」へ、条項番号の変更を行うものです。この条項のずれに伴う内容の変更はございません。

附則ですが、この条例は、令和8年4月1日施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第55号

○議 長

日程第11 議案第55号令和7年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第55号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町一般会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1億5,084万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,905万4,000円にするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

最初に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費。

初めに、移住促進事業で、67万5,000円の増。移住促進を進めるにあたり、新たにワーキングステイ住宅1件を整備するために家電など住宅用備品を整備するほか、光熱水費やインターネット利用料を整備するものでございます。

次に、大樹町地域おこし協力隊設置事業で、226万円の増。地域おこし協力隊インターン制度を活用した事業を実施するもので、報償費でインターン参加者8名、10日分の費用を見込むほか、事業の企画運営に伴うコーディネート業務料として100万円を計上するものです。このほか、報償費で清流まつりのライブペイントの実演に伴う、実演者2名分の報償費をお願いするものでございます。

なお、本事業費用につきましては、特別交付税において、交付措置の対象となっております。

次に、交通空白解消緊急事業で、1,729万9,000円の増。町内巡回コミュニティバス（コスモ）を運行していない農村部の公共交通の空白解消を図るため、モデル地区を選定して実証実験する費用について、予算の計上をお願いするものです。主な費用は委託料で、本事業のコンサルティング業務で699万6,000円の増、本事業の運行管理業務で155万円の増のほか、備品購入費で、実証実験用車両購入費として834万8,000円を計上するものでございます。車両については、2台分でございます。

次に、8目電子計算費、デジタル推進事業で1,954万5,000円の増。水道事業会計における通信機能を持つスマートメーター整備に伴い、財源の一部を国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、一般会計で受けることから、その全額を水道事業会計に繰り出すものでございます。

次に、11目航空宇宙推進費、宇宙のまちづくり推進事業で2,917万2,000円の増。LC1射場の完成後の北海道スペースポートの管理運営を見据えて、コンセッション方式導入のための総合アドバイザー業務の費用の計上をお願いするものです。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費、賦課徴収一般経費で27万7,000円の増。窓空き封筒1万4,000枚の追加購入する費用を計上するものでございます。

次のページに移りまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、低所得世帯への支援給付金事業で117万5,000円の増。令和6年度に実施した定額減税において、確定申告により税額に変動があった方を対象として、不足額を給付するための対象者を把握するためのシステム改修費用について、予算の計上をお願いするものでございます。

次に、5目高齢者保健福祉センター費、高齢者保健福祉推進センター運営事業で11万2,000円の増。4月の人事異動や新係の設置に伴い、電話機1台を増設する費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、強い農業づくり事業で300万円の増。地域の中核となる農業の担い手が経営改善に取り組むための農業機械の導入を支援する農地利用効率化等支援事業において、町内への生産者1件に対し、補助割当内示があ

ったことから交付の費用を計上するものです。

次に、2項林業費、1目林業振興費、森林環境整備促進事業で2,710万円の増。日高山脈襟裳十勝国立公園の誕生に伴い、眺望場所として、もいわ山森林公園に展望デッキを設置する費用について、予算の計上をお願いするものです。

次に、7款、1項ともに商工費、1目商工振興費、起業家等支援事業で25万円の増。令和7年度から創業支援事業をスタートさせて、令和6年度をもって終了した同事業でございますが、令和7年1月に認定した1件分の空き店舗等活用支援事業の今年度分の補助金について、予算の計上をお願いするものです。

次に、3目観光振興費、ふるさと応援推進事業で5,300万円の増。町のクラウドファンディング活用支援事業において、インターステラテクノロジズ社のロケット開発応援プロジェクト補助額2,500万円と、大樹漁業協同組合の大樹サクラマス養殖施設整備プロジェクト補助額150万円を認定したことから、予算の計上をお願いするものです。

また、委託料のふるさと納税募集等業務は、両プロジェクト事業に対する寄附への返礼品代や諸費用を計上するものでございます。

次に、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、高齢者健康増進センター維持管理費で100万3,000円の増。施設利用者の熱中症対策として、エアコン・扇風機・タープテントを購入、また、トイレ便座のウォシュレット対応など、施設の利用者の快適性を高めるための費用の計上をお願いするものです。

なお、財源は、昨年度、当施設の整備を目的として100万円の寄附があり、同寄附金を充てるものでございます。

次に、大樹中央運動公園維持管理費で、107万円の増。スケートリンク造成用の整氷車への温水を供給するボイラーが故障し、修理が不可能となったため、新たにボイラーを設置する費用の計上をお願いするものです。

次のページに移りまして、13款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金で221万2,000円の増。特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターにおいて、蛍光灯をリース方式によりLED管に交換する費用について、令和7年分の費用を繰り出しするものでございます。

次に、13款諸支出金、3項、1目ともに基金費、基金積立金で730万9,000円の減。今年度の森林環境譲与税の積立額の一部を、森林環境整備促進事業、もいわ山展望デッキ設置に充てるため、減額するものでございます。

次に、歳入の主なものを説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、公共交通実証実験利用料で14万4,000円の増。交通空白解消緊急事業に伴う利用料で、1乗車につき500円の利用料を徴収するものでございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金で117万5,000円の増。低所得世帯への支援給付金事業の財源

とする交付金でございます。

同じく1目総務費国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金で1,954万5,000円の増。水道事業会計のスマートメーター導入に係る補助金でございます。

次に、18款、1項ともに寄附金、2目指定寄附金、魅力があるまちづくり推進資金寄附金で5,300万円の増。クラウドファンディング活用支援事業実施分の増額を見込むものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明しますので、2ページをご覧ください。

歳出合計、補正前の額82億821万3,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで1億5,084万1,000円の増、補正後の歳出合計83億5,905万4,000円。

続いて、歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額82億821万3,000円、補正額、14款使用料及び手数料から20款繰越金まで1億5,084万1,000円の増、補正後の歳入合計83億5,905万4,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

#### ○志民和義議員

11ページの14節工事請負費のもいわ山森林公園展望デッキ設置工事でございます。

ここは、もいわ山森林公園展望デッキということですが、森林環境促進事業ということで、公園展望デッキを造ることによる、もいわ山森林公園の全体の活用についてお伺いしたいと思います。私は、活用があまりされていないと思っておりますので、その点を伺います。

#### ○議 長

藤谷農林水産課長。

#### ○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

ご質問のあった、もいわ山展望デッキの設置の目的等についてなのですが、令和6年6月25日に日高山脈襟裳十勝国立公園が指定されたことに伴いまして、萌和山から望む景観を再認識するとともに、雄大な景観を生かして観光客の誘致に取り組むことを目的としております。これをきっかけとして、萌和山全体の有効活用にも振興できるように取組を進めていきたいと思っております。

#### ○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

国立公園になったということで、朮和山から展望するということと、もいわ山森林公園の活用をこれからやっていくと。具体的なことはこれからだと思うのですが、せっかくあそこは長い距離にわたって舗装したわけです。そういうことから、下の公園とセットで観光客を呼ぶ工夫というのは、何か具体的に検討されるのかどうか、お伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

もいわ山森林公園は、長い歴史があるかと思いますが、下に駐車場がありまして、そこにトイレもあって、公園整備がなされて、菖蒲園とか桜がたくさん植えてあったり、大変きれいな公園になっているかなと思います。それに加えて、林道が東和のほうから朮和のほうに向けて整備がされておりまして、全てではないのですが、ほとんどの植樹祭が朮和山で毎年行って、町民にも大変親しみのある朮和山であると、町有林であると思っているところでございます。

観光地として開発していくかどうかというのは、これからお客様の動向を見ながらと思うのですが、まずは、日高山脈が国立公園化されたという部分では、もともとあそこには展望台があったわけでありまして、そこは老朽化して撤去したわけでございますけれども、展望台があったときは、そこを目当てに来られる方もいたと思っております、その部分では、展望台となりますと、当時と同じようなものを建設すると大変大きな額になりますので、まずは展望デッキという形で眺望を眺めて憩える場所にしたいと思っております。

今後につきましては、お客様の動向を見ながら、周辺の老朽化しているトイレなども、トイレは今もあって管理はしているのですが、和式であったり、ちょっと古かったりもしているので、お客様の利用状況を見ながら、今後、必要とあれば改修していくことも考えたいと思っているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

展望デッキについて、私からも伺いたいと思います。

展望デッキの工事費が計上されていますけれども、展望デッキの工事の中で、展望デッキから望める日高連峰の案内板を設置する計画があると思うのですが、展望デッキから大樹町管内の山並みの展望が可能なのかということと、同僚議員からもありました、案内板の中には、森林公園全体の配置について網羅されるのかどうか。そのことによって、町長の答弁にもありました、完成後に多くの観光客が来訪されるのではないかとすることに期待するのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

菅議員からご質問のありました、案内板の関係ですが、展望デッキのところに設置する予定である看板につきましては、公園内全体の案内を示すものではございません。

ただ、そこから望む日高山脈の説明、どの山がどういう名称かということについては、アクリル板で展望デッキのところに設置する予定でございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、公園全体の下の方の桜だとか池とか菖蒲園の関係については、案内板に網羅しないのだけれども、展望デッキから望める日高山脈の連峰の山並みは説明すると。

その内容なのですが、例えば町が設置するわけですから、大樹町の管轄の中にある山並み、極端に言えば、中札内の村界から札内岳から広尾との境界の1,530メートルですか、その中の全体を網羅するような案内板だという理解でよろしいですか。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

案内看板につきましては、萌和山からは全ての日高山脈が見えるわけではございませんので、見える範囲の山、例えば楽古岳ですとかオムシャヌプリでありますとか、大樹町のペテガリ岳等はそこから見えないので、その名称は入るかどうかわからないのですが、見える範囲の山については表示したいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、大樹町の中に入っている山並みで、見えないものが数多く出てくると。ただ、一番危惧するのは、大樹町の発展と同時に一番地域住民から慕われてきた中の川の上流に神威岳があるのですが、それは開拓時代から、あがめられ、崇拝されてきた神威岳で、農家開拓時代からずっと高校の応援歌とか校歌というところまで波及しているのですが、それなどが入るようになっていて、観光客の誘致にぜひ活用できればと思うのですが、どこまでの範囲が入るのか、今の時点では把握をしていないのですか。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

詳細につきましては、この後、実際の工事の段階で打ち合わせをして進めたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

先ほどの朮和山の展望デッキに関連して質問させていただきます。

特定財源を展望デッキに使用する場合、地元の町産材や間伐材を使用することで、木材利用の普及促進を図る必要があると思いますが、使用予定なのは、町産材なのか、地域産材なのか、また、耐久性のある別の材料なのか、確認させてください。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

船戸議員からご質問のありました木材の種類なのですが、今回使う木材につきましては、木のチップ的なものとプラスチックを合わせたエコウッドというものを使用する予定で、耐久性につきましては、40年ほど見込まれるものを使用する予定でございます。

地元の木材については、使用は予定しておりません。

以上です。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

地元の材料は使っていないということですが、それに関して、森林環境譲与税を原資とした特定財源を使うガイドラインについて、問題ないのかどうか、確認させてください。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

この件につきましては、予算審査特別委員会等でもご答弁させていただいているかなと思いますけれども、森林を活用するという部分で森林環境譲与税の使途に合致するという事で進めさせていただいております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

それでは、問題ないということで認識してよろしいでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

そのように認識しております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

四つほどありますので、お願いをいたします。

民生費の中の電話機、設置手数料4万7,000円、電話機6万5,000円は、若干、民間から考えると金額が高いかなと認識しておりますが、何が違うのか。多分、回線がたくさんついているので、枝割れで引っ張ってくるだけの話かなと思うのですが、何でこのように高いのか、お聞かせいただきたい。

それから、森林環境促進事業で1点お伺いいたしますが、この部分は、従来から町民の森林公園として長く親しまれてきたと。町長は整備されているという認識をしているのだろうと思いますし、なおかつ整備していきたいという意思なのだろうと思っております。

老人から子ども達まで、あそこで楽しんで歩けるような位置に、展望デッキにこれだけの予算がかかりますので、これは議会としても認めておりますし、説明を受けておりますので、しっかりとやっていただきたいと。

ただ、同僚議員が言っていた、大樹で親しまれていた山並みが見えないという部分は、僕も若干違和感を持っております。ここら辺は、変更が利くのか。見直しを若干、木を切るなり、何かをするなりしていくのかどうか、お伺いいたします。

それから、商工費の中のふるさと応援事業ということで、サクラマスに150万円ほど予算をつけております。これは青年の方々が始められて、町も支援をしてきております。新聞報道もありましたが、実に行けるのかどうか、予算が足りないのか。僕は、水産を取り巻く環境が大変厳しいものだとして認識しております。であれば、これだけ頑張っているのに、もう少し予算を再度お考えいただけるかどうか、お願いしておきます。

それから、もう一つ、教育費の中で、中央公園のスケートリンクのボイラーが、何とかかんとかと。スケートリンクでボイラーはいるのかなと思っていまして、どんな用途で何に使うのか、お伺いいたします。

その後、また質問をさせていただきます。以上、4点。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

まず、電話機のございですが、総務課長から説明がありましたとおり、人事異動がありまして、新係もありまして、増設したのですが、電話機自体に内線が四つか五つぐらいありまして、チャンネルといいますか、それが10個ぐらいあるのですが、その電話機だけ購入して、電話の差し込みコンセントに差し込めば単純につながるのかなと私も試してみたのですが、それができなくて、専門的な技術というかNTTになるのですが、そこにお願

いして接続しなければならないということから、専門的な技術の役務費として4万7,000円が適切だと考えてございます。

○議 長

藤谷農林水産課長。

○藤谷農林水産課長兼町営牧場長

安田議員からご質問のありました菰和山を楽しんで歩けるのか。場所について変更が利くのかということでございますけれども、場所につきましては、当初設置されていた展望台付近の場所も検討しましたが、西側に木が生い茂っておりまして、相当数の……。 (発言する者あり)

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

菰和山は、デッキをせっかく造るので、もっと見えるように、そして大樹の山も見えるようにということでございます。

看板についての詳細というのは、まだこれからなものですから、先ほど他の議員から言われた、大樹の山が仮に見えなくても、この後ろにこの山があるよというような表記はできるのではないかなと思いますので、その辺の表記につきましては、細かい点ですので、これから打ち合わせをさせてもらいますので、いただいた意見を参考に考えさせていただきたいなと思っております。

それから、サクラマスのことでございますけれども、今回のサクラマス養殖に関する経費につきましては、当初予算でみさせていただきます。クラウドファンディングは、サクラマス養殖に対する一般の皆さまからのご寄附を募りたいということでございますので、ここの部分につきましては、町が出す部分ではないので、漁協といいますか、サクラマスのほうで300万円ぐらいを集めたいと。そのうちの150万円を経費として充てたいということでございます。

ほかに必要な予算というのは、また必要になれば考えたいと思っておりますけれども、現時点では、当初予算で組ませていただいているというものでございます。

あと、ボイラーにつきましては、教育委員会からお答えさせていただきます。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

ボイラーの必要性についてということでございますが、まず、リンクにつきましては、リンクに温水をまいて、氷を溶かして表面を滑らかにするという部分で、温水を使ってございます。そうすることによって滑走性が向上し、選手や利用者が快適にリンクを使うことができるという環境を整えるということと、それと併せて、氷を融解させることで、氷の厚さや硬さを調整することができるということで、センターハウスを造ったときからこのような

ボイラーを導入して使っているものでございまして、今回それが故障して、部品が供給できないということで、新たに購入するというものでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

大体お聞きいたしました。

電話機については、人が増えたら、今度また足りなくなるということになるのでしょうか。内線とか飛ばしたりするのが多分10個ぐらいあるのですよね。僕も見ているから、大体分かるのだけれども、流用できない。運用を変えて、課長のところは必要、参事のところも必要なのは分かるけれども、それ以外の人もいるでしょう。ここら辺を運用すると、予算は削れる。だって、これだけの敷地内に職員いるわけですよ。声で分かります、何番と。このぐらいは少し努力していただきたい。

町の予算だから何でも使えるのだという甘い考えは、おやめをいただきたいと思っております。12万円稼ぐのに、どれだけ働かなければいけないか。報酬もらっている方を考えたら、半分使うのですよ、一月。これも十分お考えいただきたい。必要だから頼むのだろうけれども、今後このようなことがないように。

どこかの電話機、強いて言えば、管理人室みたいのところあって、あそこにだって電話機置いてあるよね。そこは、緊急は要らないよね、内線。そういうものをよく考えて行動していただきたいと思います。一応話だけはしておきますから、しっかりとやってください。

それから、萌和山の関係については、町長、どうも日高山脈は国立公園になったから、これでやるのだという意味ではないと認識しておりますが、僕の考えは、萌和山は町民の大事な財産であり、子どもから老人まで行けるような施設にしていきたい。

看板等々、それからデッキをつけていただくということは有り難いことだとは思いますが、町民がもう少し親しんで遊べるような公園に、今後、予算をつけながら改善していくのかどうか。大枚の予算を今回2,700万円等々出しておりますので、今後も若干の経費は、歩きづらい部分もありますし、池というか沼というか、魚がいるところ、菖蒲があるところもあります。だけれども、歩きづらい。こういうものもしっかりと検討して、町民の大事な公園という名目である以上は、皆さんに来ていただくようお願いをしたいと思います。

町長は十分に分かっていると思いますので、今後もここに若干の予算をつけながら、我々、後期高齢者から小さな子どもが走って歩けるような公園にしていきたいと思っております。

それから、サクラマスの関係については、クラウドファンディングでやるのだという意味で町長は言ったのだと思うのですが、私は、今後も足りなくなってくるのではないかと。町として、もう少し支援をしてやってくれという意味でしゃべりましたので、町長は足りなければ考えるという答弁でしたので、それ以上は言いませんが、よろしく願いいたします。

それから、ボイラーについて、氷を作るのにお湯が要る、水では駄目なのか。いやいや、

意味は分かるよ。いい氷を作りたいからお湯を使いたい。だけれども、水では作れないのかい。昔は水だったよな、川の氷でも何でも。

大樹はスケートで、町体育連盟というのか、スケート連盟というのか、一生懸命やっているよだから分かるけれども、ボイラーはちょっと高いかな。だって、温水ボイラーでしょう、これ。そうでしょう。温水ボイラーで100万円というのは、タンクも全部入り替えるのかい。どういうシステムになっているのか、ちょっと教えてください。

○議長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

今回入れ替えるものは、議員おっしゃるように温水ボイラーでございまして、タンクの部分は今回入れ替えません。あくまでもボイラー本体を入れ替えるということになっております。

以上でございます。

○議長

安田清之君。

○安田清之議員

3回目だから、それ以上いけないのだけれども。

ちょっと高い。だって、タンクは入れ替えないのでしょ。タンクはあるのでしょ。あるよね。だから、お湯を作ってタンクの中に入れるわけでしょう。何ぼのボイラーなのか知らないけれども、何トンボイラーなのか、500なのか1,000なのか。全体的にこの予算、どこから見積もりを取ったか知りませんが、地元業者から発注ですね。若干僕は高く感じます。ですから、詳細については後で聞かせていただければと思います。

これは、年に20日間ぐらいですか、使うのは。だけれども、現実的には毎日使わないのですよ。氷か何かを磨いて歩くだけで、お湯を毎度毎度かけていたら、何ぼ予算あっても足りない。そうしたらタンクは何本あるのか。後でまた聞くので、答弁はいいです。

一方通行でしゃべらせてもらうから。タンクは何本のタンクなのか。お湯は何度にするのか。分かりましたか。それから、何ぼの大きさのボイラーなのか。これを後で教えてください。議長も時計をちらちら見ているから、これでやめますので、後でお教えいただくよう、議長よろしく願いいたします。よろしいですか。

これで終わります。

○議長

休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議 長

休憩前に引き続きまして、一般会計補正予算の再度質疑を受けます。質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

私も何点がありまして、まず1点目が、移住促進事業のワーキングステイ住宅の整備というところで67万5,000円の補正が上がってきておりました。こちら、どこの住宅を整備するのか。あと、現在の入居状況と今後の運用予約状況について確認させていただきたいと思います。

2点目としましては、交通空白解消緊急事業です。説明にもありました、委託費について699万6,000円というところで、前回、別の機会でも説明はいただいたのですが、やっぱり金額的に結構大きいものではないかなという感触があります。それなりに長い期間を想定してコンサルティングを受けるのだということなのですが、改めて、委託内容はどのようなことを想定されているのか。あと、時間換算でもいいのですが、どれぐらいの期間を予定されているのか。あと、地元業者の選定の予定はあるのかというところを確認させていただければと思います。

次に3点、北海道スペースポートコンセッション総合アドバイザー業務2,917万2,000円ですが、委託料というところでコンセッション形式に移行するというところなのですが、2,900万円という委託内容が非常にざっくりしているかなというところなのですが、内容について詳細というか、教えていただければと思います。

以上です。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

2点目の交通空白の関係からなのですが、委託内容につきましては、住民意見交換会や町民アンケート、実証実行後のデータ分析などを予定しております。また、現況の交通事態調査等も予定してございまして、委託されてから実証後の事態調査等もありますので、やはり2月、3月と年度いっぱいかかるかなと思ってございます。

選定につきましては、これからなのですが、専門的な要素もかなり関わるものですから、その辺を踏まえながら、今後検討して対応していきたいと考えてございます。

移住促進につきましては、現在2棟ありまして、今回1棟を整備したいということで補正をお願いしているところでございます。場所につきましては、松山町、昔の校長住宅の跡と鏡町、そこに2棟ということで、今回1棟を整備しまして、3棟予定しているところでございます。（「3棟目はどこなのですか」の声あり）鏡町のほうの3棟目なのですが、今2棟ありまして、鏡町を整備してある隣になります。（「松並」の声あり）松並ですね。そのちょうど隣の住宅になります。

利用状況は、ちょっとお待ちください。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅宇宙航空課長。

○菅宇宙航空課長

北海道スペースポートコンセッション総合アドバイザー業務の委託の業務内容についてかと思えます。

業務内容につきましては、まず1点目としまして、実施方針の作成ということになります。コンセッションに出すにあたって、町としてどういう実施方針でやっていきますかというところを詳細につくる内容になりますので、これに6か月程度かかるかなと思っています。

次に、特定事業の選定及び公表ということで、コンセッションでHOSPO、LC1射場の運営ですとか、そういう特定事業として何をやっていくのかというところの選定を行います。

次に、各種契約関連の資料の作成ということで、コンセッションになった場合の、事業者側との契約書の内容について、契約書自体を作るということの作成になります。

続きまして、契約締結に係る支援というのも一つの業務となっております。事業全体スケジュールの策定、進捗管理の支援というのも一つありまして、最終的には、報告書の作成ということで、業務としては6点の業務となっております。

以上です。

○議長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

最後に、ワーキングステイ住宅の入居状況といいますか、実績なのですが、令和6年度は8組、238日でございます。令和5年度が5組、101日ございましたので、6年度は3組ほど増えているというような状況でございます。

以上です。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

まず、ワーキングステイ住宅の運用については、分かりました。今回、補正で上がってきているということは、さらに足りなくて、補充していくという意味合いでよろしかったでしょうか。後ほど確認させてください。

あと、交通空白緊急事業は、専門的要素があるという話ではあるのですが、お聞きする限り、そこまで専門的要素があるかなという感じがしてしまうのですが、例えば利用者アンケート、実態調査、交通空白地域への調査、意向調査、この辺りは本当に地元でもできるのではないかなという感覚があります。できれば、大きい委託費になりますので、可能な限りになるとは思うのですが、地元の業者にも目を向けて選定していただければと思っております。

あと、スペースポートコンセッション総合アドバイザー事業は、結構2,900万円と大きい金額ではありますが、要は、政策作成だとか特定事業の特定というところで、今後のための2,900万円というところではありますけれども、内容が確定していったら、またさらに町の支援というのがあり得るのかというところを念のために確認させていただきますでしょうか。

#### ○議 長

菅宇宙航空課長。

#### ○菅宇宙航空課長

町の支援ということですが、実際にコンセッションが運営された後に町の支援が続くのかということの意味合いかなと思っておりますが、今のところ、今回の比較につきましては、現状の指定管理制度とコンセッション運営権を預けて、民間で自由にやってもらうというところの比較をした結果に基づいて、コンセッションがいいという判断をして今進めているところでありまして、そこについて、VFMと言われる、そちらでやったほうが有利だよという数値があるのですが、そこについて指定管理と比較して約40%有利だよというところの一応算定の値が出ておりますので、今コンセッションに向けて進むということになっておりますが、ロケット射場になりますので、ロケットを打ち上げて何ぼという施設になりますので、打ち上げ基数によっては運営自体も左右されるものと思っておりますが、基本的には、今計画上の基本的な、これならいけるだろうという数値に基づいて算定しているものになりますけれども、引き続き、町の支援というのは必要になってくるかなと思っております。

#### ○議 長

松久企画商工課長。

#### ○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、移住促進住宅につきましては、こちらのほうに来て借りたいという方は、かなり夏場に借りたいということが多くて、事務局のほうでかなり調整しながらやりくりしているところがございます。そんなことから、やはり今回1棟を整備して、3棟でやっていきたいというところがございます。

それと、交通空白につきましては、実際、実証実験をしてみて、今後の方針も合わせて検討していくというような内容でございますので、かなり専門性が高いのかなとこちらのほうでは思っておりますが、地元でできるところは地元にして、その辺りは配慮してやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

ただいま議題になっております議案第55号令和7年度一般会計補正予算（第2号）中、6款、2項林業費、1目林業振興費、14節工事請負費、もいわ山森林公園展望デッキ設置工事費に係る部分について、反対の立場から討論いたします。

本工事は、総合計画内においても、現在の町の喫緊の課題とは言えず、投資的な優先度は高くなく、資材の高騰、労務単価の上昇も加わり、概ね7メートル掛ける5メートルの展望デッキ工事費として2,710万円という金額になっております。今後発生する周辺環境の維持管理費、気候や天候による利用者の変動が大きく、冬期間は道路が封鎖され利用不可であり、費用対効果、経済効果においても不明確な部分が多いこと。

また、先ほど町長は、今後検討していくということでしたが、現状、老朽化した附帯設備、トイレの更新を行わず観光促進を図るということで、観光で来町される方や大樹町民の皆さまにも多くの不便と不満を感じさせ、想定している効果は得られないと感じております。

本工事について、町民の皆さまへの意見を聞く機会が十分あったとは言い難く、合意形成が不十分のまま事業を進めることは、町民の皆さまの理解を得るのは難しいと考えております。

以上の理由から、本補正予算に反対いたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○議 長**

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第55号令和7年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議 長**

お座りください。

起立9人、起立多数であります。

よって、原案のとおり可決されました。

**◎日程第12 議案第56号**

**○議 長**

日程第12 議案第56号令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

**○黒川町長**

ただいま議題となりました議案第56号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2億2,100万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,581万2,000円にするとともに、債務負担行為の追加を行うものです。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長**

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

**○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長**

それでは、議案第56号についてご説明させていただきます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、9ページ、10ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額2億1,400万

の増。13節使用料及び賃借料として、デイサービスセンターの照明を蛍光灯からLED化するのに伴い、予定として4か月間のリース料を計上したものでございます。リース期間は債務負担行為補正のとおり7年間で、本年度の予算は、12月からの4か月間を見込み21万4,000円の増額をお願いするものでございます。

また、リース期間終了後は、無償譲渡により所有権は施設の財産となる契約を予定しております。

2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額199万8,000円の増。特別養護老人ホームでは、浴室での温度の急激な変化によるヒートショックを避けるため、天井埋め込み式の暖房器具を設置し、入浴前に浴室を暖めておりますが、その器具が故障したため、その修繕費用を10節需用費に114万4,000円の予算計上をお願いするものでございます。

また、13節使用料及び賃借料として、デイサービスセンターと同様に、施設内の照明を蛍光灯からLED化するのに伴い、予定として4か月間のリース料を計上したものでございます。リース期間は債務負担行為補正のとおり7年間で、本年度の予算は、12月からの4か月間を見込み85万4,000円の増額をお願いするものでございます。

また、リース期間終了後は、無償譲渡により所有権は施設の財産となる契約を予定しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

歳入。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額221万2,000円の増。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額4億5,360万円、補正額、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で221万2,000円の増、補正後の歳出合計4億5,581万2,000円となるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額4億5,360万円、正額、3款繰入金221万2,000円の増、補正後の歳入合計4億5,581万2,000円となるものでございます。

続いて、第2表債務負担行為補正を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

内容は、債務負担行為の追加でございます。今回、補正します特別養護老人ホーム運営事業並びに老人デイサービス運営事業において、LED照明のリース料として、記載の期間及び限度額で追加をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

**○安田清之議員**

老人ホームのLEDリース料は、予算を認めたと思うのだけれども、現実的に、所長から12月から4か月間のリース料と。これは1年間で計算されているわけではないのですか。4か月、4か月なのですか。そこら辺、我々は聞いていないので。

1年間で総額幾らと普通はなって、7年間のリース契約となって、少なくとも1か月分払ったら全部譲渡しますよという契約だという認識をしていたのですが、何か違うものなのかどうか、お聞かせください。

**○議 長**

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

**○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長**

今回、LED化するのに伴い、会社のほうと打ち合わせをしました。老人ホーム、デイサービスセンターで、今の照明器具を計りましたら、全部で769か所ありまして、大量の数の蛍光灯がありますので、このLEDを用意するには納品が12月ぐらいまでかかってしまうということで、それでリースの始まりの期間を12月からとしております。

あくまでも1か月間ごとのリース契約で、7年後の11月までがリース期間ということ、基本的には1年というか、今回設置するのが年度の始まりではないので、12月から一応リースの期間を見込んでおりますので、7年後の11月には終了という形で、基本的には1か月単位といいますか、1年といたらいいのでしょうか、の期間でリース契約を結びたいと考えております。

以上でございます。

**○議 長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

認識不足なのか、理解力がないのか、ちょっと分からない。普通は、1年間のリース代は幾らですよ、何月から契約いたします。器具が入った、入らないと、今言っていたのだけれども、供用開始というのはいつからですか。

議長、これをやってしまうと4回になってしまうのですよ。説明が、1年間幾らなのか。月々の支払いは幾らなのか。割るのですよね、普通は、12で。リース契約というのはそういうものだよ。説明がちょっと分からないので、説明が悪かったら4回になってしまうのだけれども、議長。これでは全然、意味が分からない。現実的に意味全然分からないもの。

我々に言ったのは、LEDにします。これだけ予算かかります。分かりましたと言って認めましたよ。また今度、補正で、歳出で、4か月分ですとかと出てくる自体がちょっと。

その業者、大丈夫なの、本当に。こんな納期、物が入りませんか、現実的に。

ちょっともう一回、1年間幾ら、何期ありまして、こうですと。もう一度、説明をお願い

いたします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議 長

再開いたします。

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

契約については1年契約ということで、今回は、令和7年度予算ということになりますので、12月から3月までということで4か月分を予算計上させていただいております。

基本的には1年契約ということで、老人ホームとデイサービスセンターを合わせて、年間26万6,640円、これは税込みでございますけれども、この金額を契約させていただいて締結……。 (発言する者あり) 1か月は2万……。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議 長

再開します。

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

1か月当たり26万6,640円ということで、1年当たり約320万円かかる計算となっております。大変失礼しました。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

説明の仕方が、多分、課長も行ったばかりで、不慣れなのだろうと思います。

現実的には、設置できるのは、完璧に終わるのは、年度も3月までに終わるので、それまで供用できる12月から3月までは月別で金をくださいということを言っているのだろうと私は理解いたしました。

しっかりと老人ホームやらデイサービスにつけるのですから、器具も増えたということ

でございますが、電気代がかかりますから、きちっと見て、必要のないところはなるべく削っていくということをよくお考えいただき、それから、トイレあたりも、今は人感でぱっとつくようになったり、いろいろしているわけだから、そこら辺もきちっとできるのかどうか、確認しておいてください。

よろしく願いをして、終わります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第57号

○議 長

日程第13 議案第57号令和7年度大樹町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第57号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、損益勘定留保資金等から補填する額を4,903万2,000円に改め、収益的収入を752万8,000円増額し、計4億6,235万1,000円に、収益的支出を1,517万

5,000円増額し、計5億1,138万3,000円に補正するものです。

次のページに移りまして、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、損益勘定留保資金等から補填する額を1億7,500万8,000円に改め、資本的収入を1,201万7,000円増額し、1億8,571万9,000円に、資本的支出を2,403万5,000円増額し、計3億6,072万7,000円に補正するものです。

第4条では、他会計からの補助金を1億3,132万7,000円に、第5条では、たな卸資産の購入限度額を2,949万4,000円に、それぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

奥建設水道課長。

#### ○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第57号についてご説明いたします。

内容につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額1,517万5,000円の増。スマートメーター導入に伴い、クラウド初期設定としまして54万5,000円と、既設の料金システムの改修としまして1,463万円を計上してございます。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目一般会計補助金、補正予算額752万8,000円の増。損益勘定留保資金等、補正予算額764万7,000円の増。

続きまして、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1款資本的支出、3項、1目ともに量水器整備事業費、補正予算額2,403万5,000円の増。スマートメーター約1,200台分の材料費としまして1,320万円並びにその工事請負費としまして1,083万5,000円を計上してございます。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部です。

1款資本的収入、3項、1目ともに繰入金、補正予算額1,201万7,000円の増。損益勘定留保資金等、補正予算額1,201万8,000円の増。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

**○吉岡信弘議員**

ここで言っている、スマートメーターとはどういうものか、ご説明願います。

**○議 長**

奥建設水道課長。

**○奥建設水道課長兼下水終末処理場長**

スマートメーターというのは、その家庭ごとに設置されます水道使用量をカウントするメーターで、なおかつ外部のクラウドと水量について連携することで、従来から人の手でやっておりました検針業務といったものが省略できるメーターとなっております。

**○議 長**

吉岡信弘君。

**○吉岡信弘議員**

これの完成はいつなのか。

それと、今まで話されました外部の検針、確認業務というのは、今後はなくなるのか。

以上、2点お願いします。

**○議 長**

奥建設水道課長。

**○奥建設水道課長兼下水終末処理場長**

今回ご提出させていただきました補正予算のその後のスケジュールにつきましては、3月までに全ての機器、スマートメーターの設置、システム改修を終わらせて、運用のテスト期間も終わらせる予定としてございます。ですから、3月末にはスマートメーターが動くようなことを確認すると考えてございます。

また、今回提出させていただいた予算につきましては、市街地以外の群部の行政区を対象としてございます。今後につきましては、交付金など活用できるかどうか、また条件とかも加味して、今後に向けてスマートメーターの対象地域の拡大について検討していきたいと考えてございます。

**○議 長**

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

**○安田清之議員**

一般補助金ということで、これは一般財源からまた繰入れをするわけですね。総額で4億円近くになるのだろうと。

水道事業というのは、現実的には単独ですよ、消費税も発生するのだから、事業だから。いつまでこのような状態がずっと続くのだろうと思いますが、現実的に、いつまで一般財源から助成してもらわなければ運営ができないのかどうか、1点お聞かせ願います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○議 長

再開します。

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今回ご提出しますスマートメーター導入に係る経費に関する一般会計からの補助金並びに繰入金につきましては、今年度のみが発生となっております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

今年度だけと言いましたね。だけれども、スマートメーターにも入れる。だから、予算が要る。だけれども、来年は市街はやらないのかい、そうしたら。全然、話が合わないでしょう。絶対欲しくなるでしょう。当初予算でみるのかい。だから、こういうことがあるのかどうかと聞いているのですよ。

だから、これはスマートメーターを入れるのですと、こうですと。予算が足りませんので、経常黒字にはなっておりませんで、借金を町からいたしましたということでしょう。企業会計というのはそういうものだから。借金しているのだよ、町から。これを、だから、ずっと続けるのかと聞いているのです。

では、今回やったら、もう後はやらないから、出てこないという認識でよろしゅうございますねと言って、終わらせておきますけれども、質問だからね、これはやるのか、やらないのか。やると、課長言ったのです。そうしたら、出てくるでしょう、予算。市街もやるのでしょうか。やらないのですか。そこは、はっきりして。市街はやらないのか、郡部だけで終わらせるのか。

何の効率化にもならない。それでは一般質問で、今日書くけれども。がんがん行くよ。ちよっと、それだけ答えてよ。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

まず、今回の補正予算を上げさせていただきました内容について、補足説明させていただきますと、一般会計からの補助金並びに繰入金1,900万円程度をいただいております。企業会計側からの発言です。一般会計としましては、1,900万円につきましては、交付

金で措置される内容となっております。

また、今後のスマートメーターの導入範囲についてなのですが、現時点において、市街化のほうにも普及させたいなという考えは持っております。ただ、現状の社会資本整備総合交付金の傾向なども情報収集していく必要があるのかなということで、現時点では、スマートメーターの全町導入については、今後も検討させていただきたいと考えております。

また、その時点において、同じように一般会計からの補助金並びに繰入金が発生することも考えられると思いますけれども、今回の補正予算同様に一般会計の補助金等について、交付金で充当されるような事業を実施していきたいとも考えているところです。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第58号

○議 長

日程第14 議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

**○黒川町長**

ただいま議題となりました議案第58号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について、議決をお願いするものであります。

工事名は、美成7号支線避難道路整備工事（明許）。

工事の施工場所は、大樹町字美成。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億314万7,000円。

契約の相手先は、大樹町柏木町13番地の5。播間建設工業株式会社、代表取締役、播間淑晃。

参考として、工事内容は、道路改良工事、延長780メートルなどです。

工期は、契約締結日の翌日から令和8年3月10日までであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長**

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

道路改良工事延長の780メートルについては、辺地に係る公共的施設の総合整備事業の延長1,820メートルの一部という解釈でよろしいのかが一つ。

それから、幅員が4メートルなのですが、大型車両の交差については、待避所等の設置をもって対応するのか。そこをまずお聞きしたいと思います。

**○議長**

奥建設水道課長。

**○奥建設水道課長兼下水終末処理場長**

事業全体に対する今回の工事の延長についてなのですが、お察しのとおり、1,820メートルのうち、今年度において780メートルを施行する形となっております。

また、道路幅員、それと車両の交差についてなのですが、そちらもお察しのとおり、幅員4メートル、全幅で6メートル確保してございますけれども、大型車両の交差につきましては、待避所を設置して、そちらで交差していただく計画となっております。

**○議長**

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第59号

○議 長

日程第15 議案第59号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第59号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について、議決をお願いするものであります。

工事名は、寿町団地4号棟新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は、大樹町栄通29番地11ほか。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億2,958万円。

契約の相手先は、大樹町仲通27番地。株式会社エフリード、代表取締役、藤江伸二。

参考として、工事内容は、建築工事、木造平屋1棟5戸などです。

工期は、契約締結日の翌日から令和7年12月25日までであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第60号

○議 長

日程第16 議案第60号財産の取得についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第60号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得について議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は物品、名称はタブレット端末一式、数量は451台。

取得金額は、2,331万6,700円。

取得の方法は、随意契約による物品売買契約。

取得の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7。東日本電信電話株式会社、執行役員、北海道事業部長、島津泰。

なお、取得の方法、相手方については、北海道教育委員会による共同購入に基づき行うものです。

参考といたしまして、納入期限は、令和8年3月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第61号

○議 長

日程第17 議案第61号財産の取得についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第61号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得について議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は物品、名称は洗米機、数量は一式。

取得金額は、2,123万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、帯広市大通南18丁目11番地。タニコー株式会社帯広営業所、所長、吉田拓巳。

参考といたしまして、納入期限は、令和8年3月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決

賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

理解を深めるためにお聞きしたいのですが、洗米機一式が2,123万円であります。仕様に附属品が書かれているのですが、配水機、貯米庫ほかとあるのですが、これが本体とどの程度の金額なのか、把握していましたら教えていただきたいと思えます。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

洗米機の内訳でございますけれども、まず、貯米庫500キロタイプですが、税込みになります814万円、貯米庫の分量機というのが99万円、電動水圧洗米機が264万円、浸漬配米配水機につきましては511万5,000円、貯米庫と貯米機制御盤というのが184万8,000円、運搬費で59万4,000円、搬入据付費で53万9,000円、旧配水及び電源接続費で33万円、既存の機器解体及び撤去搬出費で89万1,000円、試運転調整費で14万3,000円となっております、合計で2,123万円となるものでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

いいと思うのですが、洗米機を取得するのに2,123万円になっているのですが、洗米機というのはえらい高いものだという理解をしたのですが、個別にお聞きしたら、洗米機というのは264万円で、その他、貯米庫が800万円もするという、聞かないと分からないような金額になっているのですが、一式でこういう価格でないと購入できないということで理解してよろしいですか。

○議 長

伊勢学校教育課長。

○伊勢学校教育課長兼学校給食センター所長

洗米機につきましては、貯米庫から連動して動く仕組みとなっておりますので、一式での購入という形になるかと思えます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発委第2号

○議 長

日程第18 発委第2号議会改革に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

ご報告いたします。

本件については、議会運営委員会委員長から議員の定数、議員の報酬、議会基本条例の制定など、議会改革に関する調査研究を行うため、特別委員会を設置し、これに付託するよう申出がありました。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する議会改革に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するうえ、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員をもって構成する議会改革に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するうえ、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま設置されました議会改革に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、菅敏範君、播間章浩君、寺嶋誠一君、船戸健二君、安田清之君、西田輝樹君、以上6名を指名いたします。

ただいま指名した6人の議員を議会改革に関する調査特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の議員を議会改革に関する調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

お諮りします。

発委第2号議会改革に関する調査特別委員会の設置についてが採択されましたので、本日の日程に議会改革に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任についての件を追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議会改革に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任についての件を本日の日程に追加することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議 長

再開いたします。

#### ◎追加日程第1 議会改革に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任

○議 長

追加日程第1 議会改革に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任を議題といたします。

お諮りします。

委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、議会改革に関する調査特別委員会の委員長に菅敏範君を、副委員長に播間章浩君を選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議会改革に関する調査特別委員会の委員長に菅敏範君を、副委員長に播間章浩君を選任することに決しました。

#### ◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日3日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日3日を休会とすることに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時21分

# 令和7年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月4日（水曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
総務課参事	楠本正樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松久琢磨
宇宙航空課長	菅浩也
住民課長	牧田護
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長	水津孝一
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	藤谷満伸
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
建設水道課参事	川口賢治
会計管理者兼出納課長	三津田崇
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾裕信

<教育委員会>

教 育 長  
学校教育課長兼学校給食センター所長  
社会教育課長兼図書館長

沼 田 拓 己  
伊 勢 巖 則  
井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長  
農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫  
清 原 勝 利

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長  
主 事 補

佐 藤 弘 康  
佐 藤 有 見

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 寺嶋誠一君

3番 辻本正雄君

4番 吉岡信弘君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。

11番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました大樹高校の入学生確保について伺いたいと思います。

大樹高校は、令和6年度から「普通科地域探究科」として新たにスタートしました。推薦入学制度活用による道内・道外入学生募集を含めて、新入生は令和6年度25名、令和7年度23名にとどまり、大変厳しい現実となっております。

加えて、社会情勢では、44年連続の子どもの人口減少、私立高校の授業料無償化、公立高校の複数校志望の動きなど、郡部公立高校にとって入学生確保及び存続に向けては、さらなる厳しい環境にさらされていると言わざるを得ません。

令和8年度の新入生募集活動に対しては、令和4年度の特別委員会の提言や活性化推進協議会の議論経過を踏まえ、厳しい情勢を打開するために有効かつ実効性のある取組を町ぐるみで進めるための考えを、町長、教育長に次の点を伺いたいと思います。

- 1、管内・道内・道外入学生確保に向けた取組の内容。
- 2、部活動の活性化に向けた大樹高校との協議方法。
- 3、道内・道外入学生に加えて、管内入学生に対する下宿・寮の確保。

この3点を中心に、大樹高校の存続に向けての議論をさせていただきたいと思っております。  
よろしく申し上げます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議 長

再開いたします。

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員ご質問の大樹高校の入学生確保についてお答えをいたします。

1点目の「管内・道内・道外入学生確保に向けた取組内容」についてでございますが、まずは、地元、大樹中学校からの進学率を高めるため、中学生や保護者に大樹高校に関する情報を発信し、理解を図るとともに興味・関心を持ってもらうことが重要と考えております。

これまでも取り組んできた中学校との連携をさらに強化することや、先日開催いたしました大樹高校活性化推進協議会において、中学生を対象に、進学先の高校を選択する際に重視するポイントを把握するためのアンケートを実施し、その結果を基に、中学生が求める大樹高校の取組や魅力について情報提供するとともに、ニーズを踏まえた取組にも生かしていくこととしております。

管内については、大樹高校と連携を図りながら南十勝や入学実績のある帯広市内の中学校を訪問し、地域探究科の特色や町の支援などについて説明を行っているところであります。

道内、道外に向けては、昨年から参画しております「地域みらい留学」を利用して、東京都や札幌市で開催される高校進学フェスで大樹高校や大樹町の魅力をPRするほか、SNSを活用した情報発信により、入学生確保につなげていきたいと考えております。

2点目の「部活動の活性化に向けた大樹高校との協議方法」についてでございますが、部活動については、大樹高校活性化推進協議会に設置しているワーキンググループにおいて、活動状況等の情報共有を行っており、現在は、部活動7団体、同好会3団体の合計10団体が活動し、生徒の規模的にも団体数は多いほうであると聞いているところであります。

今後、高校の要望を踏まえ、大樹高校活性化推進協議会や部活動等地域連携推進協議会などを活用しながら、必要に応じて協議してまいります。

3点目の「道内・道外入学生に加え、管内入学生に対する下宿・寮の確保」についてでございますが、今年度、道内・道外から入学した生徒につきましては、民間業者が運営するシェアハウスと役場独身寮に入居している状況であります。

来年度、道内・道外、さらには管内からでも遠距離等の理由で通学が困難な入学生の住居として、シェアハウスへの入居と役場独身寮の空き部屋の活用を考えているところでありますが、町内で生徒を受け入れてくれる下宿先等についても再度募集を行うなど、住居確保に努めてまいります。

なお、状況によって、使用されていない教員住宅の活用についても検討していきたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

#### ○議 長

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

ありがとうございました。

それでは、今の回答に対しまして、私のほうから、その在り方について再質問させていただきたいと思います。

回答にありました順番に行きたいと思いますが、一つは、まずは、地元中学校からという回答がございました。このことは、以前から重視してきてまして、特別委員会での議論もしました。それから、道教委の議論もありました。道教委としては、現在はちょっと薄くなっていますが、当初は地元の進学率が優先だと。50%を切ったら危険信号と言われてきました。現状から見ますと、数年前から50%を切って、40%を切って、30%台になったのではないかと思います。

そういう状況の中で、アンケート調査等々も含めてやってきました。生徒の声、保護者の声も、変わっているかもしれませんが、確認されてきています。それは、上昇志向にある大学への進学だとか、それに対する学習塾だとか、小中高連携の部活動に高校が連動していないという状況があったわけです。

しかし、そのことが今どのように進められているのか。そのことに対して、50%を切った地元進学率に対する教育委員会なり、町なり、活性化推進協議会での議論として、どこに原因があったのか、どうすればここを克服できるかという、熱い議論がされているとは到底思えないのですよ。

ですから、教育長が言った、まずは地元優先ということは、どこかに、人数を含めて、軸足、目標を置いているのか。そして、今少子化と言われている中で、今後、来年度から数年間、地元卒業生がどのように推移するのか、お答えいただきたいと思います。

#### ○議 長

伊勢学校教育課長。

#### ○伊勢学校教育課長兼給食センター所長

来年度以降の中学生の推移でございますけれども、現行、中学3年生の人数につきましては47名、中学2年生につきましては42名、中学1年生につきましては40名という状況となっております。

以上です。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員ご質問の中にありました活性化推進協議会等での地元中学生の進学率を上げる論議についてということでございます。

今年度もそれについて論議をし、先ほど答弁させていただきましたとおり、中学生が高校進学の際に、一体どういったことをポイントに高校を選ぶのかということ、今年度新たにアンケートを取ることにいたしました。

なぜそれを行うかといいますと、大樹高校は、今までも新学科設置、学校生活、進学・就職についての取組の現状等を、私どもは、中学生、さらには保護者にも説明してきたところでございますが、まだまだ、地域探究科になった学びが子ども達の将来にどういった結びつきがあるのか。さらには、それを踏まえた近年の進学状況、就職状況等がどうなっているのか。さらには、部活動等についてどういった状況の活動状況なのか。さらには、今まで続けてきたものを続けるとすれば、どういったやり方があるのか等については十分に伝わっていないのではないかと。

そこをしっかりと中学生のニーズを踏まえて、進学を選択するときの情報として、大樹高校の取組でありますとか、今現在の魅力を生徒のほうに伝えるということ、まずはしっかりやっていかなければならないのではないかとということで、そのような取組を始めたところであり、そういった論議をしていたところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

部活動の議論は2番目だったのですが、教育長が言われる、取り組んでいるという中身に対して、僕はどうしても詭弁に聞こえるのですよ。今の現実をしっかりと見つめ直していただきたい。

なぜならば、今、現実として、例えば四十数名の卒業生の多くが他校に流れる一つの要件として、小学校、中学校で部活動をやって、人間的にも、精神的にも、技術的にも、力強く育ってきた中学生が、卒業と同時に町に残れないという条件の中で、小学校の少年団活動、中学校の部活動と高校の部活動が連動していない。

ですから、例を挙げますと、野球部の卒業生、バスケット部の卒業生、吹奏楽の卒業生等々が、帯広市内の高校等に本人の意向、親の意向で流れる人数が、地域の部活動が活発になればなるほど、そちらに行く人数があるのです。それと同時に、十勝には帯広農業高校、帯広工業高校、帯広南商業高校など、職業高校があります。そうすると、職業高校を選択する生徒が出ます。

そういうふうに取り除いていったら、教育長が回答の中で言う、地域を優先して50%の人数を確保するというのは、大変厳しいのですよ。

以前も、親の僕たちがやったアンケートの中で、全員とは言いませんが、中学校でやった部活動が高校があれば、子どもは残りたいと言っている。だけれども、ないから、極端に言うところに行くと、例えばサッカー部に入って、選手になれなくてもいいからサッカーを3年間続けたいという意向もあるわけです。

ですから、そこを考えていくと、英断しないで部活動の議論をしているけれども、それで何とかするというほど、僕は生易しいものではないと思うのです。だから、そのことを教育委員会なり、町なり、活性化推進協議会で、熱い議論をしていかないと、子ども達は自分の将来を見据えて、例えば進学と部活動でもって大樹高校に残りたくても残れないという苦渋の決断をしているのではないかと僕は思うのですが、そこはいかがですか。

#### ○議 長

沼田教育長。

#### ○沼田教育長

菅議員のご質問でございます、高校生のニーズ、高校生の進学について、現状把握とそれに対する論議ということでございます。

まず、中学生のニーズであります、以前からもアンケート等を取って把握しているのは間違いなところでございます。ただ、ここ数年、やはり中学生のニーズも多様化しているというのが実感として持っているところであります。

今現在、大樹高校に通っている皆さんについて、高校のほうでもアンケート等を行っていたときに、部活動には参加してみたい。しかし、アルバイトもやってみたい。しかし、こういった活動もしてみたいという、活動の多様化をもってして、そういった大樹高校の今の環境に満足しているお子さんもいらっしゃる。

もちろん、菅議員おっしゃるとおり、部活動で全国大会に行くことを目指したいというお子さんも中学校にいるのは事実だと思っておりますが、残念ながら、そういったお子さんがすぐに大樹高校に入って、その夢を果たす環境が部活動について整っているかといえ、現状は整っていないというのが事実だと思っております。

それに対して、全てではございませんが、子ども達が中学校までやってきたスポーツや運動について、高校のほうも、なるべくできる環境を体制として整えるように内部でも検討していると聞いてございますし、そういった環境づくりを町のほうに要請があれば、その要請にお応えしていくということをして体育連盟並びに部活動等の検討協議会といった組織でも検討し、できる範囲で対応していきたいという対応を考えているところであります。

そしてまた、活性化協議会等の論議の中で、部活動のことも毎回上がってくるところでありますが、それと同時に、今、大樹高校のカリキュラムの中で、一人一人の生徒に応じたきめ細かい指導を行っていること、さらに地域探究科で育てようとしている子ども達の資質能力が、今の大学受験においても非常に重視されてきて、進路の幅が広がってきていると

いったことについて、まだまだ中学生、保護者については分かっていないといったことも大樹高校の魅力、大樹高校のよさとして、もっともっと発信していかなければならないのではないかとといった論議も出てございます。

幅広く、深く、やっていかなければならないと思っているところで、今後もまたさらに検討し、いろいろな機関、団体の方々と連携しながら、そこを深めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

## ○議 長

菅敏範君。

## ○菅敏範議員

残念なのですが、新しくできた探究科について、保護者が分かっていないというのであれば、今ここで言うのではなくて、この間もう1年以上経過しているわけですから。

スタート時点で決めたのではないですか。プロジェクトチーム、道教委が主体になって、道教委、十勝教育局、大樹町、高校も入ってプロジェクトチームを作って、小学校の中学年から中学生までに説明をすとか、アンケートを取るとか、保護者説明会をやると。そして、探究科の内容の理解を深めるといふ、あそこがスタートだったのですよ。

それは、僕たちが道教委に行ったときに、うちの前安田議長が強く求めて、道教委の倉本局長が、今までは道教委もあまり力が入っていなかったが、今度は道教委が主体になって、プロジェクトチームを作ってやっていくと。そして理解を深めて、せっかく探究科に移行したのに、すぐさまなくなるようでなくて、定着するようにやっていくのだという熱意があったのですよ。

それを受けると、今になって、保護者が探究科の内容を分かっていないのと言うのではなくて、それだったら、日常的に分かっていただけるようなPR活動を常時繰り返すべきなのですよ。

それから、多様化と言いますがけれども、多様化は否定しません。ただ、僕は、部活動で大樹高校が強豪校にならざるを得ないなどと大それたことは思っておりません。

ただ、同じ目的を持った仲間と3年間汗を流して、みんなと助け合って、そして人間的にも成長して、社会に巣立っていくというような部活動であって、それが小学校、中学校、高校と連動していれば、町内だけでなく、他町村の生徒もそういうのを見て、大樹高校に来るといふ好循環が期待されるのではないかと僕は思っているのです。

教育長に改めて聞きますが、小中高の連携した部活動と言ったのですよ。つけ加えますと、道教委は、大樹高校からこの部活動をやりたいという届けがあればお金も出すと。高校は、町が支援してくれればやりたいと言っていた。だから、本当は、今の時点では一歩二歩と進んでいなければならぬのですが、先ほどの話でいうと、これから議論をしたいということですから、次元がすごく遅れているのです。

教育長、端的に、現時点で小中高が連動して部活動に取り組まれているという認識はして

いないですよ。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

部活動の連動についてどういう認識があるかということでもありますけれども、現実的に、小中高に同じ種目が部活動として置かれているというのは事実だと認識をしております。

ただ、部活動の設置、運営等につきましては、義務教育と市町村立学校と道立学校では、明らかに設置者が違うものでございまして、それぞれ設置される学校の校長が、生徒のニーズや校内の体制等を踏まえて部活動の種目や数を決定することになってございます。

町内に同じものがあるというのは認識しておりますけれども、それについて、小中と同様にというようなことが、高校のほうから、こういった形で部活動を作って連動する形をしていきたいということがあれば、私ども町として指導体制等について協力はしていけると思いますが、私どものほうから連動するようにそれを作ってくれということは、管轄の違う学校への申し入れになりますので、それはできないことかというような認識をしております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その認識が、僕はずれていると思っておりますよ。繰り返します。

(5 1字削除)そして大樹高校は、僕たちの話の中で、希望者がいて、そういうニーズがあればやっていきますと。その代わり、財政的支援や人的支援についても検討してほしいという土台はできたのですよ。そこに乗っからなかったのは、どこがネックになっているのか分かりませんが、今乗っかっていないと思うのですよ。

僕は、小学校、中学校でやられている部活動が、高校に全てが行くのではなくて、可能なものがあれば、可能なものを大樹高校の存続のために実現させると。人的支援も財政的支援もできる限りするというポジションに立ったら、こんな状態にならないで、高校は立場が違うとかではなくて、できないものはできないでしょうけれども、できるものはするという事で、協議をすればいいわけですよ。そうすると、お金の話は道教委まで行っても否定されないはずなのです。

そのところのどこかでパイプが詰まっているからなので、そこをもう一度、本当にそうになっているのかどうか教えてください。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

高校の部活動の在り方についてでございますが、高校にお聞きしましたところ、高校の部活動につきましては、道教委が示している、道立学校における部活動の在り方に関する指針に基づいて、部活動の設立、運営をしていると聞いています。

それに基づきますと、部活動については、ちょっと長くなって恐縮なのですが、学校の教職員が顧問となって大会等に引率するというのが部活動の要件として明記されているようであります。もし部活動の顧問がいなくとも外部指導者、これは道教委へ申請するものだろうと思いますが、これを道教委が認めていただければ、教員に代わって引率として大会に参加できるということになっているようでもあります。

大樹高校につきましても、部活動の外部指導者ということで、幾つかの部活動の指導者を申請しているようではありますが、承認を受けるまでに最短でも4、5年かかるようございまして、申請しているとおりに全てが承認されていないということで、よって、現状の中で部活動をどんどん増やすということとはできないということをお聞きしたところでございました。

したがいまして、道教委の支援につきましても、恐らく北海道も予算について厳しい予算の中で工夫もしてくれていますし、大樹高校の実情についても、いろいろと把握していただいたうえで、ご配慮もいただいているのではないかと想像しているところでございますが、現実としては、そういった形でなかなかやりたいというものがすぐに設立できる状況で整えることはできないということをお聞きしているところであります。

なお、町の支援としましては、先ほど申し上げましたが、令和4年に大樹高校のほうから野球、ソフトテニス等の地域の指導者の支援をしてほしいという要請がありまして、内部でいろいろ協議もし、現在に至っているものもでございます。

その後も、体育連盟のほうでは、高校の部活動支援の要請に対して応えるということが毎年の事業計画に載ってございますので、協力する、支援する体制自体はできているかと思っておりますが、あとは、先ほど申し上げました、道教委が示します部活動の在り方という指針でございますが、高校がそれに基づきながら、どういった部活動、また、子ども達のニーズを踏まえての要請を内部のほうで毎年のように検討しているとお聞きしているところでございますが、それを受けて、町のほうもすぐに対応できる形は取っていききたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

## ○議 長

菅敏範君。

## ○菅敏範議員

体育連盟も、今言われた、要請があれば応えると。そこで止まるのですよ。要請があればではなくて、積極的に協議をして、対話をしていく。それが地元に残すという一つの目的ですから、受け身はあるのだけれども、高校から何も言っていないということで、止まっているところで、もう切れてしまうのですよ。

部活動だけの話でいくと時間がなくなるので、基本にあったのは、教育委員会も、大樹町も、小中高と言っていたのですよ、全てではないですが。それが実際には、70人そこそこの人数ですから、大それたことはできないけれども、生徒や保護者のニーズに応えるという

ことですから、僕は、今の実態はそうはなっていないと。そういうクラブがないから、やむなく別の部活動を設定しているという認識なのですよ。

ですから、そのところは十分、例えば活性化推進協議会で熱い議論をして、方向性をつけていかないと、いつまでも堂々巡りで、解決がつかないからみんな行ってしまうという状況だと思いますので、ぜひ、今後、趣旨を理解していただいて、中身のある議論を進めていただきたいと思います。

1項目の道外からの入学生確保なのですが、回答によりますと、昨年と同様の形でもって、例えば「地域みらい留学」に加入して、そしてオープンスクール、面接等々で大樹の魅力を訴えて、入学希望者を確保していきたいということで、去年と何となく、ほとんど変わらない形でいくということが、どこかで決められたのですよね。方向性を今年もこれで行きましょうという話は、活性化推進協議会で決めたのですか。

**○議 長**

伊勢学校教育課長。

**○伊勢学校教育課長兼給食センター所長**

今年度も、地域みらい留学に参画して道外・道内の高校入学生を募集するという関係でございますけれども、活性化協議会の中でも議論をいたしましたし、町長との予算協議の中でも協議をして、決定したというところでございます。

以上です。

**○議 長**

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

ちょっと疑念があるのです。というのは、昨年の実績が、道外1人、道内1人なのです。僕は、何が原因だったか、悪かったかという総括もしていませんから、言いづらいのですが、やっぱり道内・道外の進学予定者、保護者に、何かを受け入れられなかったというのが一つあると思うのです。

なのに、また同じようなことを繰り返すということを活性化推進協議会で決めたから、誰かがやれとことではなくて、どうしても同じ方向でいかざるを得ないのであれば、今の状況でいうと、何となく誰かが参加してということではなくて、本当は大樹町が全面に出てやっていくという姿が見えないのですよ。何となく、また同じことの繰り返しになるのではないかとあります。

再度確認しますが、現時点では、昨年と同じ形でいかざるを得ないと。新たな取組内容とか一つのステップアップしたPR活動の在り方等は、今持ち合わせていないということではよろしいですか。

**○議 長**

伊勢学校教育課長。

**○伊勢学校教育課長兼給食センター所長**

地域みらい留学への参画については、昨年と同じ部分もございます。

もちろん、東京フェスということで、6月中旬に、私ども大樹高校の教頭と高校生2名、そして今年5月に採用いたしました地域おこし協力隊で大樹高校魅力化コーディネーターと、町からも私が行って、町のPRを行いながら、生徒の入学生募集に向けて、町のPRと高校のPRを行ってまいりたいと考えております。

東京フェスにつきましては、昨年もそうなのですが、申込数が1,000組を超えるという大規模なフェスでありまして、これに参加することによって、みらい留学に入学を希望する中学生が大勢お越しになりますので、その中でPRしていくということは、大樹町単独でPRするよりも、地域みらい留学制度に乗るということが非常に有意義なものだと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議 長

それでは、再開いたします。

菅敏範君。

○菅敏範議員

道外、道内も含めて、この取組に活性化推進協議会として、ぜひ、力強く関わっていただきたいと思っておりますので、推進協議会における議論として、今後どのように考えていくのか、町長に考え方を伺いたいと思っております。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

地域みらい留学につきましては、初めての取組ということで、受入れ体制含めて活性化推進協議会の中でも議論をさせていただいてきたところでございます。

コーディネートをされている機関がございまして、そちらのお話によりまして、初年度にたくさん来るということはまずないと。徐々に増えていくものだと聞いておりますので、その中で2人の入学生があったというのは、私どもは、別に失敗だったとかとは思っていませんで、取り組んでよかったなと思っているところでございます。

今来ている生徒もしっかりとサポートしながら、次の年度に向けてPRをしていくということで、これを繰り返していきながら、また、今回生徒も行ってPRするというので、PRを強化しながら、一定程度のニーズがあると踏まえておりますので、道内、管内も取り

組んでいる高校がたくさんありますので、そういった中で、特に大樹に行きたいと思われるようにしていきたいと考えているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

再度、活性化推進協議会を開催して、ぜひ、前向きな議論の中でPR活動が功を奏するような取組をしていただきたいと思います。

それから、生徒確保のための十勝管内の学校訪問なのですが、お聞きしますと、既に実施されています。十勝管内では、以前と同じように南十勝を主体にした学校訪問になっているのですが、ここを変える。例えば6月2日の行政報告でありました、広尾町、忠類、更別村、中札内村なのですが、範囲を広げるという議論はされなかったのかどうか。それはどの場面でもされなかったのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹高校のPRに伴う中学校の訪問についてでございますが、行政報告でも報告させていただきましたとおり、今年度につきましては、南十勝の中学校と、帯広市内の進学実績のある学校に行ってきたところでございます。

なぜ、今年はそこだったのかといいますと、PRとともに、今年度、大樹高校に入学したお子さんの入学から現在に至るまでの様子について、各学校に報告したかったということもあって、そちらのほうを回っているところであります。

ただ、今後につきましては、正式な会議の場ではないのですが、大樹高校の校長先生とは、少子化を踏まえたときに、もう少し範囲を広げてPRの幅を広げていくということは必要ではないかということは話しているところでございます。

したがって、ポスターでありますとかパンフレットにつきましては、十勝管内の全ての小中学校に送ることを検討していきたいなと思ってございますし、訪問につきましては、十勝管内の中学校は相当数の数がございますので、全て行けるかどうかというのは、物理的な問題もございますが、ポイントを絞ってとか方面を絞って、少しずつ広げていくということは、今後検討していかなければならないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただ、これは、社会情勢や実態からすると、急がなければいけないのですよね。

今、大樹高校の入学生確保に向けて、南十勝を主体にやってきたというのは、今までもやってきたのですよ。ただ、何点かやっぱり中身の問題もあったし、広い範囲をとということ

では、せっかく道外・道内にまで足を広げたのですから、管内の一部を全く手つかずのお留守にしておくというのは、中身は別にして、南十勝とほかが濃淡あるにしても、これはいかなものかと思うのですよ。

それで、物理的に可能かどうかなどと言っている場合ではないと僕は思っているのですよ。だから、そこは議論をして、やっていく方向に持って行っていただきたいし、一つ、中身の問題でお聞きをしたいのです。

7校を訪問しているのですが、訪問の在り方なのですが、以前もお聞きしています。中学校に行った場合に、例えばチラシやポスター等を持っていくのですが、そのやり取りの中で、宣伝物や何かをどのようにしているのか。そして、お話をする中で、大樹高校のPRをどの程度深めたのか。相手の対応と、そして職員室だけの話に終わっているのか、それとも保護者のほうに直接的な対応が取れているのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

#### ○議 長

沼田教育長。

#### ○沼田教育長

中学校訪問でのPRの内容についてでございますが、基本的には、校長室にて、校長先生、教頭先生、進路指導の先生又は学年の担当の先生に来ていただきまして、その方達に大樹高校のパンフレット等を活用しながら、地域探究科のカリキュラムではなくて、子ども達が入って実際に動いて学んでいますので、実際の学びとして、こういったことをやっていますということを、高校の校長先生の方から詳しくお話をさせていただいているところであります。

また、大樹高校の特色の一つとして、宇宙サークルがあるといったサークルについても、こんな動きをしている、こんな活動をしているということで、それについても説明をさせていただいているところであります。

そして、対応でございますが、先生方から地域探究科の詳しい学び、それから宇宙探究サークルを含めた子ども達の活動等を説明させていただいたところ、大樹高校のポスターの前で、「面白いことをやっているねと言う子どもがいるのです」とか、「宇宙に関心ある子がいるのです」ということをお聞きしておりますので、PRの効果は徐々に出てきているのかなと思っているところであります。

また、保護者への説明の場ではありますが、これは大樹中学校も同様なのですが、学校のほうで保護者を集めていただいて、そこで説明する時間を取っていただきづらい状況がございまして、と言いますのも、学校で保護者を集めて話すときに、修学旅行のことでありますとか、進路のことでありますとか、盛りだくさんの中でメニューを組んでいるということで、なかなか時間を割いていただくというのが非常に難しい状況にあります。

大樹中学校については、それでも7月の全校参観日にお時間を頂戴して、高校の説明、PRをさせていただくということでございます。

あと、他町村につきましては、ニーズがあればということで、昨年の実績でいいますと、

更別中央中学校で、ぜひ保護者に説明をいただきたいということで、校長先生が直接出向いて話をしている、あるいは職員が出向いて話をしているということがございまして、それについても、規模が大きくても小さくてもすぐに対応したいと思いますということで、PRのときにお話をしてくれているところがございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

どうしても、現状でいうと、これまでに若干、一歩や二歩は進んでいますけれども、職員室の打ち合わせになっていて、生徒・保護者と直接的に対面して話をする機会が持てないと。ただ、道外・道内については、希望者と対面して話をしているのですね。

そういう場を設けているのですから、例えば管内の中学校に対しても、校長室に行くことは否定しませんが、そこから一歩出て、例えばパンフレット等の配布についても、該当する生徒、生徒から家庭へという形で、そこから一歩抜けて、新聞折り込みとか含めて全町に行き渡るような、下級生にも行き渡るような対応を取ることが今後に向けた一つの具体的な方法でないかと思うのですが、いかがですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

パンフレット等につきましては、議員おっしゃったとおり、管内の南十勝、帯広の学校につきましては、全生徒分、全職員分のパンフレットを置いてきているところであります。

また、折り込みにつきましては、南十勝のほうに折り込んでございますが、さらにその範囲を広げることは、検討してまいりたいなと思っているところでもあります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、ポスター、チラシは、中学校の全校生徒、全家庭に行き渡っているという理解で聞いたのですが、それでよろしいですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

学校を通して配布いただくようお願いしてございますので、行っているかと認識しているところでもあります。

○議 長

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

ぜひ、拡大をしながら、一人でも多くの生徒の確保に向けて努力していただきたいと思います。

それから、3点目の下宿・寮の対応なのですが、ほかの大樹町と同等の町村でも、下宿・寮の開設をして、町外からの希望者を集めている町村があります。

成功している事例が新聞報道されているのですが、大樹町としても、今言った、帯広近郊からの入学生、そして今後可能性があるとするれば、十勝全体の入学生に対して、下宿・寮の用意をしますという宣伝をする。

今までは、どちらかというと、道外・道内以外は自分たちで探しなさいというスタンスです。今後に向けて、通学がなかなか困難だし、部活動などやる時にどうしても時間的なこともあるから、下宿したいとか、寮があれば入りたいという生徒に対して、便宜を図るような方法を考えていくことは可能ですか。

**○議 長**

伊勢学校教育課長。

**○伊勢学校教育課長兼給食センター所長**

十勝管内でも、通学が困難などの理由で、大樹町に下宿したいという方につきましては、下宿の受入れを行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○議 長**

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

最後に、下宿・寮でお聞きしますが、今後に向けて寮を新設するという考えはどうか。先ほど、町長は、道内・道外の生徒についても、初年度から大量の人数は見込みないけれども徐々に増えていくということで、取組を強化しながら増えていった場合に、寮の開設等は考えていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

寮の新設につきましては、必要に応じてということになるかと思いますが、生徒の動向、人数、今受け入れている体制、先ほど教育長からありましたけれども、教員住宅の空きなどもありますので、そういったものを改修しながら対応していくのがいいか、まとまった寮を建築するのがいいかというのは、現時点では固まっておりませんが、どちらの可能性も検討していく必要があると考えております。

**○議 長**

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

それでは、最後に、大変厳しい状況の中で、例えば、昨日、今日の新聞報道でも、学級減

や近い将来の廃校の話もありました。ちょっと胸つまるものがあったのですが、美瑛高校の場合には、大樹町議会に向こうの議員が視察に来たのですよね。そのときに、「うちも旭川が近くて、100人弱の卒業生がいるけれども、ほとんど地元に残れないということで、何とか大樹高校の取組を参考に、美瑛高校の存続に向けて努力したい」と言っていたのですが、残念ながら、新聞報道によると、3年間連続20人切って、28年度までに募集停止になるというニュースがあります。

十勝管内の卒業生もどんどん減ってきて、2031年か32年には、2,312人になるという新聞報道もあります。現在の十勝管内の公立高校の定員数が2,300人ぐらいですから、それに私立高校がありますから、卒業生が現状二千七百数十人で、3,000人ぐらいの間口があると。そうすると絶対どこかが不足するわけですよね。そういう厳しい状況にさらされています。

冒頭申し上げましたが、授業料の無償化、そして公立高校と二股かけてもいいという状況等があって、本当に大樹高校を残すのであれば、ここ2、3年が勝負の年になるのではないかと思います。

ですから、僕たちも含めて、町民一丸となって、その先頭に町なり教育委員会に立ってもらって努力していかないと、他人事で済まされない状況になると思いますので、ぜひ最後に、町長と教育長にあらゆる英断的な取組を検討しながらやっていくという決意があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

議員からいろいろご質問をいただきまして、大変勉強にもなったところであります。

議員が最後におっしゃいましたが、少子化であり、私立高校も次年度から授業料の無償化が始まるといったことを踏まえたときに、大樹高校に新学科が設置され地域探究科になったことは、道教委も非常に期待し、支援をしていきたいといったスタンスでいるということはお聞きしているところでありますが、それに甘えることなく、やはり1人でも2人でも、大樹高校の学び、大樹高校の魅力を知っていただいて、大樹高校に進学していただく。

そのためには、何ができるのか、何をすべきなのかということは、幅広にしっかりと町民の皆さんとともに論議をして、大樹高校の維持・持続化のためにしっかりと具体的な取組をしてまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員言われるように、子どもの数がどんどん減っておりまして、その中で、帯広の学校も、私立高校を含めて生徒の確保に躍起であるかと思えます。そうすると、今までよりも帯広の

学校に行くハードルが下がっている状況があるのかなと思っております。それで、今までとは状況が変わってきているなということもあります。無償化もありますし、重複受験も可能になるというところでは、選択の幅が広がるということもあろうかと思えます。

そんな中で、大樹高校の生徒を確保していくということは、やはり大樹高校が魅力的な学校であるというところで、選ばれる学校になっていくことが必要かなと思っております。その中で、地域探究科の効果というのは、できました、すぐどんどん集まりますということではない。地道に活動して行って、それが段々評価されて行って、いいことをやっているなということになるのかなと期待しているところでございます。

先日、高校もいろいろな取組をやっておりまして、その中で、町と一緒に高校生も町の課題について取り組みたいということで、「町の課題は何だ、町長、話してくれ」ということで、私も1時間ほど話させていただきました。その中で、「いろいろな課題があるから、高校生の皆さんにもこの中のテーマを選んで、一緒に取り組んで欲しいのだ」というような話をしました。その中で、「地域の課題を見つけて、それに取り組むP D C A的なものをするというのは、社会に出ても必要なことであるので、どこの会社に行っても大変いい取組であると思いますよ」という話をしました。そういった取組を通じて、段々、大樹高校の地域探究科という科があることの強みというものが出てくるのではないかと期待をしているところでございます。

また、町外からの受入れの体制につきましては、人数にもよりますけれども、今の体制も含めながら、また、来られる子ども達のニーズも把握しながら、それに対応していきたいなと思っております。

今年は、教育委員会に教育専門員と地域おこし協力隊のコーディネーターも配備して、体制を整えて受入れをしているつもりでございます。これを生かしながら、地域で魅力ある高校にしていくよう高校とともに取り組んでいきたいと思っております。

#### ○議 長

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

今、町長から選択肢の幅がいろいろ広がったという話がありました。その広がった選択肢の幅の中に、大樹高校が入るように地域一丸となって取り組みながら、近い将来、大樹から宇宙にロケットが上がるという状況もありますし、恵まれた自然環境もあるという、いろいろな大樹町のいいところを町ぐるみでPRしながら、そして若い人たちのアイデアも借りながら、取組を強化して、入学生の確保に努力をしていただきたいということを最後に申し添えて、終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

#### ○議 長

次に、1番 播間章浩君。

#### ○播間章浩議員

道の駅の運営見直しについて、町長にお伺いいたします。

近年、観光交流や地域振興の拠点としての役割が期待されている道の駅ですが、大樹町の道の駅は、十勝管内の他の道の駅と比べ、来場者数や売上げ、道の駅としてのにぎわい、運営体制の課題などが指摘されております。

道の駅は、地域経済の活性化に資する施設であるべきで、地域のにぎわい創出や、地域資源の発信拠点としての役割を果たすためにも、柔軟で持続可能な運営体制の構築が必要と考えております。

その中、道の駅「コスモール大樹」魅力アップに向けた検討委員会が令和6年7月に立ち上げられ、指定管理制度の導入、将来的な移転整備の検討について提言がなされておりました。提言内容を含めて、以下の点をお伺いいたします。

- 1、運営体制見直しについての現運営者との協議状況について。
- 2、道の駅「コスモール大樹」魅力アップに向けた検討委員会の今後の活動と委員会の権限について。
- 3、指定管理者の選定方法・選定基準について。
- 4、運営体制の見直し後の補助金について。
- 5、将来的な道の駅の移転整備の検討について。

以上、よろしくお伺いいたします。

#### ○議 長

黒川町長。

#### ○黒川町長

播間議員ご質問の「道の駅の運営見直しについて」お答えをいたします。

1点目の「運営体制見直しについての現運営者との協議状況」につきましては、指定管理者制度の導入等について提言書をまとめた検討委員会の委員として、コスモール大樹の運営主体である商工会の役職員にも参画いただいておりますので、基本的な相違はないものと認識しております。

現在は、指定管理の範囲や施設の利用権等の整理、道の駅の登録機関である北海道開発局との調整に向けて準備を進めているところであります。

2点目の「道の駅コスモール大樹魅力アップに向けた検討委員会の今後の活動と委員会の権限」につきましては、提言書で示された基本的な方向性に沿って、運営主体に求める業務内容や道の駅の将来的な在り方などについて、引き続き検討を進めることとしており、委員会の検討結果については、可能な限り反映させていきたいと思っております。

3点目の「指定管理者の選定方法、選定基準」につきましては、道の駅コスモールを、町の公の施設として定める設置条例の整備と並行して、公募を基本に進めてまいります。

選定基準につきましては、町が求める指定管理業務の実施方法や、指定管理者が行う自主事業の内容、地域資源の活用や雇用などの経済効果、施設整備や運営支援などに要する町の財政負担などを考慮して定める予定であります。

4点目の「運営体制見直し後の補助金」につきましては、町の財政負担も指定管理者の選定要素であり、財政支援の要否の判断は、提出された事業計画の審査段階となりますが、補助金ではなく、指定管理料の中である程度の負担は必要となるものと考えております。

5点目の「将来的な道の駅の移転整備の検討」につきましては、指定管理制度に移行した場合の指定管理期間を5年程度と考えていることから、この間の観光入込客数等の推移、事業者や関係者、利用者からの要望、高規格道路整備の進捗状況や町全体の土地利用計画なども勘案しながら、移転の要否も含め、中長期的な視点で検討を進めてまいります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

全体的な道の駅の運営見直しについて、ご答弁をいただきました。

今回、道の駅の運営見直しについて、まずは、現運営者との協議状況についてお伺いしていきたいと思うのですが、道の駅魅力アップに向けた検討委員会というところで、現運営者の役員の方もこの委員会に入られているというところで、基本的な相違はないというご答弁をいただいております。

今回、運営見直しにあたって、提言書が提出されたわけですが、その提言書の中身も拝見させていただいております。その中で、事前に確認だったのですが、アンケート結果を基に検討委員会の議論がされていると思っているのですが、アンケート結果を見ますと、結構厳しいアンケート結果が見受けられます。「商品の品ぞろえが少ない」、「接客サービスが悪い」、「他の道の駅と比べて魅力が少ない」、「雰囲気暗い」です。

この辺りの提言書については、町のホームページに載せられているので、公の情報として取り扱わせていただきますけれども、まず、アンケートについて、検討委員会が立ち上げられた後、令和6年9月から11月にかけて実施されているアンケートなのですが、検討委員会からの主導でアンケートを進めたのか。その辺り、誰がどのような調査、どのような方を対象に調査したのか。まず、確認させていただけますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

アンケートにつきましては、来客されたお客さまに対して、アンケート用紙を配って、記入していただいたというものでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

それは、検討委員会のほうでアンケートを配布してやったのか、現運営者にお願いしてやったのか。

というのも、3か月やって、26人の回答しかされていないので、今後、運営を見直すに

あたって、本当にこの26人でニーズが把握されていたのかというのが疑問に残ったのと、もう少し運営の見直しをするにあたって、アンケートももう少ししっかりやってもよかったのではないかなと思っています。

3か月やって26人というのが、ちょっと疑問だったもので、どのような体制でやったのか、まず確認したいなと思っています。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

アンケートにつきましては、検討委員会が取り組んだことになるかどうかは、ちょっと微妙なところでありますが、検討委員会の中の委員の一人で、観光に携わる地域おこし協力隊の方が自主的に行った部分がありまして、アンケート用紙を置いて投書してもらったという形だったものですから、人数的には少なかったということではありますが、傾向としては、なるほどなというようなアンケート結果だったかなと思っています。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。少ないということではありますけれども、大体、町民の皆さまから聞く声も、道の駅を訪れた方も、こういった商品の品ぞろえが悪いとか、ちょっと満足度が低い状況かなと思っています。

そのアンケート結果を基に、私からも、何点かの質問で確認させていただきたいと思うのですが、まず、現運営者との基本的な相違がないということなのですが、今6月ですが、現時点で、いつ、運営時期を変えるのかというところで、結構大変に思うのが、やっぱり現運営者との人員です。実際、中にいる方の人員体制がどうなるのか、まるっきり入れ替わるのか、そういった辺りはどこまで協議が進んでいるのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

目標としましては、いつ変えるのかというのは、来年4月を目指して動きたいなと思っていますが、相手があることですので、応募がなければ、もう一回仕切り直しということもあるかもしれませんが、応募があれば、来年4月から体制が変わるような指定管理に持っていけるように、今、調整中というところであります。

その中で、これも相手があることなので、約束できることではないのかもしれませんが、応募していただく業者の条件としては、現職員がおりますので、雇用についても要望は加えたいなと思っていますのでございます。

○議 長

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

そうしましたら、現時点の運営者、経営されている方含めて、販売員の方も含めて、引き継いでいただくような方針というお話もありましたけれども、やっぱり人員の問題については、内部の問題、難しい問題になることもあるかなとは思っているのですが、先ほどのアンケート結果を見ますと、接客サービスが悪いといった回答がされている中で、運営者が変わって人が同じだと、それは変わったことになるのかといったところもちょっと疑問に感じるところもあります。

この協議結果の提案書について、現運営者、販売員の方も恐らく見ているのだろうと思いますし、結構厳しい指摘もいただいているところかなと思います。

その中で、やっぱり人の問題というのが結構肝になるのかなと。今後の運営の切替えについて肝になるかなと思っておりますけれども、この辺りを改めて、町長いかがでしょうか。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

1点補足しますが、雇用の要望というのは職員のことでありまして、アルバイトの方については、そこまでは要望するかどうかは決まっていないというか、そこは、新たに指定管理者が決まれば、そちらのほうを考えることかなと思っております。

また、人員については、人のせいなのか、体制のせいなのかという部分もあるかと思うのです。ここまでやってほしいというか、社員教育といった部分で、接客はこういうふうに臨んでほしいという部分で、権限が与えられているとか、与えられていないとか、いろいろありますので、何とも言えないとは思いますが、雇用をお願いしたいというのは、現職員のことでございます。

**○議 長**

休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

**○議 長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

現運営者等の協議状況について、職員の状況については、これからというところで理解をしました。

それと、現状の運営につきましては、商工会運営、TMOのほうで運営しているわけです。

が、こちらにつきましては、商工会の施設をTMOで運営している状況かなと思うのですが、今回、指定管理という言葉が結構先走りしているかなというところもあるのですが、指定管理となりますと、公の施設の管理というところではあるかなと思うのですよね。

この辺り、現状、町の施設ではないものを指定管理と言うのが、いま一つ把握できないというか、イメージがつかないところもあったのですが、今後、建物は賃貸になっていくのか、運営主体はどこになっていくのか、可能な限り、確認させていただけますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ご指摘のように、指定管理というのは、公の施設を預けて管理をお願いするものでありますけれども、商工会の建物は、登記上は商工会のものでありますので、そこを間借りして道の駅を置くと。開設者は町なのですが、運営者は指定管理という形を今考えているのですが、それが成り立つかどうかというのを国土交通省に問い合わせをしている段階でありまして、まだ回答が来ていないというところでもありますので、指定管理の形がいいなどは思っているのですが、指定管理が成り立たないとなれば、別な委託なり、別な方法も考えなければならぬかなと思っておりますが、現時点では、回答待ちというところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。イメージ的には、間借りして、町から貸すとかという感じになるのでしょうかね。

回答はこれからということなのですが、仮に、間借りができた場合の賃料設定だとか、その辺りの細かいところはどのような協議状況になっていきますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

賃料の設定は、まだそこまでは至っておりません。ただ、参考までに、これまでの維持費等々ある程度把握できますので、その辺を根拠に、これからの協議になろうかなと思いません。

まず、先ほどの話に戻りますけれども、持ち主が商工会で、そこに間借りしてというところが成り立つのかどうかというところなので、賃料の設定までには至っておりません。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。もし仮に、間借り体制で指定管理になるという場合についても、賃料が圧迫され、運営が圧迫されることがないように、その辺りは協議を進めていただきたいと思

います。

それと、魅力アップに向けた検討委員会の今後の活動についてというところなのですが、いろいろ提言されているところもあるのですが、検討委員会の位置づけというのなかなか分かりにくいところもあるかなというところで、町長が委員長、副委員長が副町長、その他、商工会の役員と観光協会の役員、あと一般公募で成り立っているというところではあるのですが、町長が委員長というところで、この提言は3月にされたわけですが、誰向けの提言だったのかがちょっと分かりにくいところもあったのです。

現運営者に向けての提言だったのか、町に向けての提言なのか、この辺りの認識を確認させていただけますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

設置する中で、私が委員長だったものですから、基本的には、開設者である町が道の駅をどうするかということに対しての意見が欲しいということでのスタートでありますので、今の運営者に対しての提言ではなくて、町に対しての提言であると位置づけております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。

そうしますと、今後も、検討委員会の活動は続けていくというところで、魅力アップに向けた道の駅の提言等は進んでいくのかなと思うのですが、現時点で、委員会の意見については可能な限り反映するというご答弁をいただいておりますけれども、委員会のほうから、こういった道の駅を目指すべきではないかと話題となった道の駅、目指すべき道の駅といったところの提言については、協議会の中でどのような話があったのか、確認させていただきますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先進地の視察なども行ってございまして、そういったところで見えてきた中で、あそこがよかったね、ここはあまりよくなかったねということも提言されております。去年は3回行ってございまして、その中で先進地も見えてきて、いろいろな意見が出ております。

また、将来に向けて、宇宙スペースポート並びに宇宙版シリコンバレーを目指しているという中では、今後、来客等々も増えていくのではないかとこの中でのご意見もいただいております。

ただ、現状では、今段階で多くの観光客が来てものすごく反映していくというところはまだまだ、そうなるかもしれないけれども、まだ可能性の話であって、その中では、現状の店

舗でもっとできることがあるのではないかということでの提言もいただいているところがあります。

その中で、今、取り組めることとして、体制の強化ということをまずやろうというような運びになっているところであります。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。今後の中身については、引き続き検討するというところかと思えます。

まずは体制づくりというところなのですが、その体制づくりの中身で、指定管理者の選定方法、選定基準について、改めて確認させていただきたいのですが、この辺りの答弁の中で、公募を基本に進めてまいりますというところではあるのですが、いつ頃を目処に公募されるのか。

例えば運営主体が町内なのか町外なのか、ちょっと分からないところもありますけれども、運営をやりたい、検討したいというところが、急に1週間後に公募ですとかになっても、手を挙げられる状況にないと思うのです。なので、ある程度早めの周知といったものも必要かなと思っておりますが、この辺り、いつ頃を目処に公募をしていくのか、目処があれば教えていただけますでしょうか。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

公募の時期についてなのですが、今現在、令和8年から指定管理を導入できないか検討しております。そのスケジュールでいきますと、7月に公募のほうで募集しまして、1か月程度の受付期間といいますか期間を設けたいと考えているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

意外に早いなと思ったのですが、7月となると、来月のことなので、結構急ピッチに中身も詰めていかなければいけないのかなと思っておりますけれども、この辺りは、もう既に全体的内容によってというところではあると思うのですが、応募条件とかは、それなりにもう固まっているという状況でしょうか。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

令和8年度から取り進めるということでのスケジュール間でありまして、7月には出したいというのが一応事務局サイドで考えているところでございます。

応募条件とかは、これから商工会等々ともいろいろ話を詰めながら考えたいと思っていますので、今現在のところは、まだ決まってはございません。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

7月から応募する内容で、まだこれから協議というところかなと思うのですが、1か月の間でそんなに詰められるのかなというところもあるのですが、一応7月を目処にということで、理解はしました。

選定基準ですが、町内業者を選定するのか、いろいろな効果を基にということではあるのですが、雇用に関する経済効果、あと資力の分といったところがあると思うのですが、どこを重視するかといったところ、また、誰が判断するのかというところ、この辺りも確認させていただけますでしょうか。

○議 長

松久企画商工課長。

○松久企画商工課長兼地場産品研究センター所長

選定方法につきましては、今現在のプロポーザル方式による選考を実は考えてございます。基準につきましては、大樹町指定管理者手続等に関する条例に沿いながら、利用者のサービス向上が図られ、経費の縮減が図られることなど、選定委員会で決定していきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

どこを重視するかということがございますので、重視する点は、リスクを背負って挑戦してもらえるような計画を持っているところをお願いしたいと思っております。

ちょっと付け加えまして、先ほどの7月公募というのは、事務レベルで、7月を目指していこうねというのが春の段階だったのですが、それに向けて動き出したところ、運営形態の先ほどの施設の関係がありますので、その辺の回答によっては、ずれ込むこともあるかなと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。いずれにしても、これからということではありますけれども、仮に、町内業者がやるとなると、現状運営しているのは商工会なのですが、民間となると、事実上、誰も運営したことがないというところで、経験もない状況ではあるかなと思います。その辺りを含め、今、町長がおっしゃったとおり、誰がやってもリスクを背負う形になってしまう

のかなとは思いますが、ノウハウを考えると、実際に運営をやっている町外業者というのも一つかなと思います。

仮に、町外業者が入ってきて、手を挙げて、どういう選定方法か、そこが気になる場所ではあるのですが、仮に町外となった場合、道の駅の運営がうまくいったときに、結局は町内での売上げが町外に吸い取られるということになりかねないと思うのです。そうすると、せっかく町の施設で町が運営を切り替えたところではあるのですが、要は、町外業者にお金が出ていくのはどうかという感覚がありますので、できれば、ノウハウある会社と町内業者といったところを交えながら、一つの町内への会社を立ち上げるとかといった形でやっていただくほうがいいのかなと思っております。

あと、選定委員会での選定ということではあったのですが、この辺りは、やれるかどうかというのがあるのですが、町民の意見を交えたうえでの判断も必要かなと思っておりますが、この辺りはいかがでしょうか。

#### ○議 長

黒川町長。

#### ○黒川町長

町内・町外という部分がございますけれども、仮に町外の方にやっていただいた場合に、利益が町外に流れるという部分は否めない部分もあるかとは思いますが、ただ、売るものについては、町内のものが中心になるのかなと思っております、それは生産者のほうに還元されるかなと思っております。

また、ここでの売上げは、登記の仕方にもよるのでしょうかけれども、税の関係でいきますと、現地に納めるという部分もございますので、そこは町内・町外という部分では、ノウハウの部分とかも加味しながら考えることになるのかなと思っております。

町民の意見を反映するという部分では、先ほど言いましたように、プロポーザル方式、提案型ということですので、その中の委員に、先ほどの検討委員会の委員を加えることも考えられるかなと思います。今後、協議してみたいと思います。

#### ○議 長

播間章浩君。

#### ○播間章浩議員

分かりました。できるだけ町外にお金が流れないように、運営は切り替えて、しっかり運営していただいて、にぎわうような道の駅の運営をしていただきたいのですが、そういったところで懸念する事項がちょっとありましたので、その辺りも加味していただければと思っております。

それと、現在の運営体制の見直しというところでもありますけれども、現在、TMOが中心に経営を行っている状況で、町のほうから一千二、三百万円毎年補助を行って運営しているところがあると思います。

今後、運営見直し後、指定管理になるのかはちょっとまだ見えないところもありますけれ

ども、こういった補助金を減らしていくというのが、補助金をずっと出していくのは見直しをした意味がないと思っているところではありますけれども、こういった目処で減らしていくといった考え、若しくは応募条件の事業計画の中にあるかなと思うのですが、応募条件を踏まえるのかどうか。その辺り、どのようなお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

補助金につきましては、スタートからゼロということにはならないなと思っておりますが、提案によりますけれども、提案は徐々によくなって行って黒字化するという提案が出てくることを期待しておりますので、そのときに完全にゼロになるか、先ほど言いました、家賃の部分は面倒見るとか、何か条件がつくかもしれません、運営費そのものはどんどん減額になって、そして黒字化を目指すという提言が出てくることを期待しているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。その計画に基づいて減らしていくか、経営に基づいて判断していくというところで理解しました。

それと、提言書の中にもありました、委員の中からも提案があったということなのですが、将来の道の駅の移設整備についてというところで、検討委員会の委員の中からの意見の課題というか、今後に向けてというところで、移設見直しも必要という提言もされていたようです。

現状、運営が変わったばかりなので、すぐに移設ということはないかなと思うのですが、実際問題、経営が変わったから、あの場所ですごく変わるというイメージがちょっと現時点ではあまりつかないところがあります。店舗の規模だとか、イートインスペースがないとかといったところもありますけれども、将来の移設について、現時点では、町長はどのように考えていますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

提言書の中で、宇宙のまちづくりが進展し、ロケットの打ち上げによる観光資産的な価値が高まってくることも想定されることから、将来的な道の駅の移設整備も視野に入れた町全体のビジョンを検討していくことが必要であるという提言がございます。

誠にそうだなと思っているところではございますが、まずは、今の道の駅でできることの可能性を追求しながら、にぎわいをもって運営してほしいというところに集中したい。

今時点で、2年後、3年後に移設改築するという計画は、今はちょっと立てられないなと

思っております、道の駅につきましては、現時点で、現状の店の中で内装の改築とかはあると思うのですが、器の中でできることをやっていって、ここではとても狭い、先ほど言いましたイトインのスペースも大分狭い、お客さんはもっと来ているのだという状況になったときに、移転改築というシナリオで考えております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

今、町長がおっしゃったとおり、よくなっていって、人がにぎわって、狭くなってきたといった移転が理想かなとは思いますが、正直、逆のパターンもあると思うのです。運営者が変わったらよくなるだろうとは思いますが、必ずしも全てにおいてよくなるわけではないと思っております。

仮に、運営者が変わっても、ノウハウのある運営者になったとしても、来場者が少ない、売上げも上がらないといったことを考えると、やっぱり場所の問題というのはどこかで否めないところがあるかなと思っておりますけれども、この点につきましてはどうでしょうか。

売上げが上がった場合と、運営者の希望があった場合というところもあると思うのですが、ほかの観点も含めて、見直しも必要かなという時期もあるかなと思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

提言の中でも、道の駅だけでなく、町全体のビジョンを検討していくことが必要だということがありまして、言われているのは、これから宇宙版シリコンバレーと言っている中では、将来どうなるのだというグランドデザイン的なものも必要だと言われていまして、そちらのほうも考えていかなければならないなと思っております。

道の駅は、制度がスタートしてから30年近くなっていると思います。うちの道の駅もできて25年くらいになるのですが、最近、にぎわっているところは、大体第2世代で新しく建て替えた。今まであったのだけれども、広いところに出たとか、新しく造ったというところが多いかと思えます。

最初から二十数年、30年ぐらい前からずっと調子いいというところもあるかもしれませんが、管内などを見ると、第2世代で、最近、白糠町の恋問に私も寄らせていただきましたけれども、本当に広いところで、充実した設備の中で運営されて、大変にぎわっているなと思えます。大体、第2世代になってきているのかなというところでもあります。

一方、第1世代のまま、あまりにぎわいがなくて、行ったら閉まっていたというようなところも結構ありますし、閉鎖して、そのままというところも中にはあります。淘汰されてきているというような状況かなと思っているところでもあります。

実は、こんなことを言うと語弊があるかもしれませんが、うちの道の駅も、長くやっている中では、健闘して頑張っているなと私は思っているのです。ただ、ここで生まれ変わるべきかなというところがありまして、それは、第2世代に向けての序章であってほしいなと思っております。

先ほども言いましたが、今すぐということとは考えておりませんが、今の道の駅でもできることというのはまだまだあると思うのです。先ほどのアンケートの中でも、いろいろご指摘がありました。そういったことは、店のキャパシティに関係なくできることでありますので、そういったところをまず改善し、売上げは、今は四千数百万円ですが、倍増するぐらいの勢いでまず運営をしてもらって、その中で次のことを考えたいと思っております。

**○議 長**

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

分かりました。まずは、運営を見直して、そこの運営をうまくやっていただきまして、そこから第2世代になるかどうかというところかなと思うのですが、やっぱりにぎわいがある道の駅、どこも共通してあるのがフードコートだったり、イートインコーナーだったり、飲食コーナーが充実しているところかなと思います。

今後、改築なりされるのか、そこも今後の運営体制によるかなと思うのですが、そういったところで、いずれは必要になってくるかなと思いますけれども、まずは現在の運営を見直すのだというところの意気込みは分かりましたので、そこはしっかり見直していただいて、活力ある道の駅にしていただきたいなと思います。

最後に、最初に触れましたけれども、道の駅は地域の魅力を発揮する道の駅であって、地域活性化に寄与する道の駅、地域のにぎわいを創出する道の駅であってほしいと思っております。繰り返しましたけれども、しっかり地元還元される道の駅でもあってほしいと思っておりますが、この辺り、最後、町長の考えをお聞きできますでしょうか。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

運営体制の見直しというところは、先ほどのアンケートのよい点、悪い点のところの改善が一丁目一番地かなという感じもします。

その中で、地元の魅力発信という部分では、ある道の駅では、入るとすぐ店員が来て、試食のだしですが、このだしを必ず試食させるという、その町の昆布か何かで作っただしなのですが、それを売りたいと。その商品説明をして売り込むと。そこでお客さんと接触するわけですね。それを買う、買わないは別としても、コミュニケーションが生まれて、どこかいいところないですかみたいな話もされるのかなと思います。そういったホスピタリティといいますか、そういった部分も大事になってくるのかなと思います。要は、地元の発信、観光地であるとか、食べるものであるとか、この町の産業であるとかといったものを訪れて

くれるお客さまに発信する場所であってほしいと思います。

また、道の駅も常連客といますか、地元の消費も一定程度ないと持たないものでありますので、スーパーマーケットは二つありますけれども、スーパー以外で、ちょっとお土産、手土産を買っていくとかといったことで、あるいは旬の山菜が並んでいるとかといったことで、町民の方が利用するという部分も非常に大事でありますので、その辺のバランスも重視しながら、安定した経営ができるような、そして地元にも還元されるような道の駅にしていきたいなと思っているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。ぜひ、にぎわいがある道の駅をつくっていただきたいと思っております。期待しております。

これで、一般質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しております、行政区と町内会の課題と見直しについてお伺いします。

近年、マンション、アパートなどが増え、世帯数が増加している行政区がある。逆に、過疎化が進み、世帯数が減少している行政区もある。

また、行政区へ加入しない世帯が増え、行政区の役員の固定化、高齢化によって成り手が不足し、今まで行われていた行政区の行事や活動ができなくなっているのが現状です。

そこで、次の点について町長に伺います。

- 1、行政区を再編成（統合、分割）の考えについて。
- 2、行政区活動への支援策について。
- 3、行政区（町内会）への加入促進の支援について。
- 4、行政区（町内会）と地番の整理についてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の「行政区と町内会の課題と見直しについて」お答えをいたします。

1点目の「行政区を再編成（統合、分割）の考え」につきましては、長年一体で活動してきた地域を再編成する場合、地域のまとまりや住民活動への影響も想定されるため、行政を含めた当事者間の十分な話し合いと合意形成が必要であると考えます。

農村部では、人口・世帯数の減少により、行政区としての存続が困難となることも予想されますので、相談や要請に対しましては、周辺地域とも協議を重ね、慎重かつ丁寧に対応していきたいと考えております。

2点目の「行政区活動への支援策」につきましては、人的支援として、行政区担当職員を各行政区に2名配置し、行政区の会議や行事への参加や協力、活動に必要な情報や資料の提供などを行っております。

また、地域活動に対する支援として、地域コミュニティ推進事業補助金により、地域で行う親睦・交流事業、各種イベント、自主防災活動などに対し、助成を行っております。

3点目の「行政区（町内会）への加入促進の支援」につきましては、住民票の異動手続きに来られた際に、窓口において「行政区長への転入・転居情報の提供について」の理解を求め、同意いただいた方の承諾書を行政区長にお渡ししているほか、公営住宅入居者の異動情報についても提供しております。

4点目の「行政区（町内会）の地番の整理」につきましては、大樹町の住所は、法務局が定める地番を基本にして定めていますが、行政区名は条例で定めた区域の呼称であり、住所（地番）の名称と一致しない箇所が多いため、特に転入して間もない方には分かりづらいものと思います。

住居表示や地番変更の手法により、地域の住所変更を行うメリットとして、住所が規則性を持って整理され、建物、場所などを分かりやすくすることはできますが、一方で、住民の方ご自身に住所変更に伴う様々な手続きを行っていただく必要があるほか、心情的な問題として、昔から使い慣れた地名を変えることに抵抗を感じる方も少なからずおられます。

住所変更を実施する際には、どのような手法であっても住民の皆さまのご負担を伴うこととなるため、地域全体においてデメリットを考慮しても住所を変更したいという機運の高まりが必要であると考えております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

令和7年度4月30日現在の世帯数が2,804世帯あるわけですが、そこで行政区の再編成ですが、例えば松並行政区の場合の世帯数が416世帯もあるのですね。そしてアパート、マンションが増加し、入居率が昨年は70%だった。ところが本年は、ほぼ満室に近いという話を聞いています。大手企業の工場拡大とか宇宙産業など、入居者が増加し、行政区

として成り立っていくのか。また、あい川行政区は9世帯と過疎化が進み、世帯数が減少している。このような小規模な行政区は、行政業務が成り立っているのか。

そこで、世帯数が増加している行政区の分割と世帯数が減少している行政区の統合についてですが、実際に、多いところの416世帯もある行政区は、役員の方の仕事がすごいと思うのです。特にアパート関係というのは、昼間仕事している人がいたり、夜仕事をしている人がいたり、区費を取りに行くとか、加入してくださいとか、何回も行ったり来たりで、居留守を使うということもあるので、大き過ぎるのではないかと。

また、減少している行政区は、9戸しかない。これも9戸で成り立つのか、ちょっとお伺いします。

**○議 長**

牧田住民課長。

**○牧田住民課長**

ただいまの議員からのご質問の行政区の規模は、小規模な行政区、大規模な行政区にあつて、行政業務活動ができているかというご質問かと思えます。

まず、区長及び区長代理者は、行政区内の推薦により町長が委嘱してございます。小規模な行政区にあつても、行政業務活動ができているという認識でおります。

また、大規模な行政区、松並町416世帯ということでもございましたけれども、世帯数が多くなると、区長は当該行政区を代表する立場ですので、区内の調整や事務処理をするうえで、規模が大きくなると大変さが増していると思っております。ただ、区長1人ではなく、補助機関として、町内会の役員を配置して活動されておりますので、規模が大きく大変ではありますけれども、そういったことで補助機関を通じて、行政区活動、町内会活動に取り組んでいただいているということで認識してございます。

**○議 長**

西山弘志君。

**○西山弘志議員**

今言われましたけれども、町内会とかは、これだけ大きい行政区で、例えば何かのイベントをやるとしたら、戸数が多いから、ある程度大きいことはできると思うのですが、小規模の行政区は何ができるのですか。区長2人が配置されているということでしょうか、それで楽しいのかなと思うのですよ。みんな集まってやるのがということですよ。それをちょっと考えてもらいたいと思います。

そこで、大樹町には40の行政区がありますよね。大樹行政区設置条例第3条では、行政区に区長及び区長代理者を各1名置く。区内住民の推薦により、町長が委嘱することになっていると。

そこで、行政区名があり、世帯数15あります。ところが、区長、区長代理が存在しないところもある。これはどのようにになっているのか。行政区活動が休止しているところの町の対応はどのようにになっているのか。

ただ、これが活動を休止して通るのであれば、行政区自体が小さいところは、こういう現状が今後出てくるのではないかと思うのですが、町長いかがでしょうか。対策をお願いします。

**○議 長**

牧田住民課長。

**○牧田住民課長**

行政区に区長不在の行政区があるということで、こちらの行政業務活動が停滞していないかというご質問でございますが、平成23年から区長不在の行政区がございます。現在まだ不在ということになっております。

まず、区長の行政業務活動ということで、区長にご委嘱いたしまして、町から依頼している事項の具体的な業務としまして、区長発送業務、区長会議の参加、役場からのお願いについて地域内に周知していただく、各種委員が委嘱する際に委員候補者についてご推薦をいただくとか、地域の意見集約などを行っていただいております。

その中の区長所掌事務は、条例にも記載がございますが、町行政遂行に必要な事項を行う。当該行政区を代表する。町行政の執行について町長に建議し、町長の諮問に応じて答申することができる。町長の指示により当該行政区の事務を処理するという所掌事務になっております。

行政業務活動の区長発送業務につきましては、区長不在ということで、区長発送できませんので、各戸に直接送付するようなことで対応してございます。地域の意見集約など、区長が集約できないということがあり、そういったところで支障がございますけれども、不在のところであっても支障ないように、まとめるようなことをこちらで対応しているところでございます。

**○議 長**

西山弘志君。

**○西山弘志議員**

今、行政区がなくても支障がないというような答弁を受け取ったのですが、実際に、区内の住民の声として「加入しなくても困らない」、「仕事や何かで参加できない」、「隣近所が面倒」、「行政区がないとこんなに楽なのか」ということを私は聞いてきたのです。

ということは、今後こういう行政区が出てくるのではないかと、ちょっと私は心配しているのです。今後こういうことがないようにする対応があれば、お聞かせいただきたい。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

今、課長の説明の中で、支障がないとは言っていないのです。住民の方がそう言っているかもしれないのですが、町としては、支障がないと思っているわけではなくて、あまり支障がないように直接送付とかをさせてもらっていますという意味であります。

行政区設置条例があって、行政区を区長にお願いしていろいろな活動をしてもらっています。こちらからお願いすることもいっぱいありますので、行政区が区長代表を置いていないという状況は、ちょっと異常事態でありまして、いいことではないと思っております。

その行政区につきましても、今後についてどうだという話は、公的ではないですが私的に少しさせていただいておりまして、行政区長がいなくて代表はいないのですが、区の中の方も、近隣と合併するなり、何か方法はないかということで努力されているように私は聞いておりますので、今後の推移を見守りたいと。私どもでお手伝いできることがあれば、お手伝いしたいと思っております。

今後も、行政区がないことによって、行政区長を出さないといった行政区が出てくるのではないかとご懸念はあります。区長を選ぶのも、かなり苦勞されて、なかなか期日まで決まらずに、再度何回も集まって、やっと決めているというような状況のところも出てきております。

そういった部分では、小規模だと、みんなが役員に毎年当たってしまうみたいなのところもありますので、そういったところで、もうちょっと規模を大きくしたいという声があれば、町も中に入って積極的に進めていきたいと思っておりますけれども、実際に声を聞きますと、先ほど議員も言われたように「今の小さい行政区でも別に何の支障もない」という意見もあって、行政区内でそんなに困っていないと言われると、当面このままでいくしかないのかなという部分もあります。

町としましては、もうちょっと再編とかができるといいかなとは思っているのですが、あくまでも住民発意でないと、上から押しつけるようなものでもありませんので、その辺は住民からということで思っておりますが、町としましては、活動しやすい規模になっていったらいいかなと思っております。

## ○議 長

西山弘志君。

## ○西山弘志議員

本当に、成り手不足ということなのですね。やっぱり役員になりたくないというのが第一なのかと。関わらなくても問題はないよということですよ。

そこで、町民から行政区の役員の成り手不足、高齢化などで行政活動の存続が厳しいという声があるのです。また、世帯数の少ない郡部になると、距離があって、区長はすごく時間がかかるわけです。

また、世帯数の多い行政区は、アパート、マンションがあって、先ほども言ったのですが、区費、加入などが大変なのです。皆さんもなったことあると思うのですが、アパート関係に寄附などのお願いに行っても、居留守使って、いるのが分かっているけど出てこないなど、そういうことが役員の大きな負担になると思うのですよね。

行政区が継続して活動していくには、町が積極的に関わらないと成り立っていかないと私は思うのですよ。そういうところで、町が具体的に声をかけるような何か思案があれば、

お聞きしたいのですが。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまご質問の町内会の新規加入についての勧誘の手だてということかと思いますが、住民課の窓口において、町長の答弁にもございましたけれども、住民票の異動届、例えば転入届で新たに町民になられた方に、窓口で行政区長への転入・転居情報の提供についてということで、こちらへの理解を求めまして、同意いただいた方には承諾書にご記入いただいております。

その中で、各行政区に町内会が組織されておりまして、町内会の活動として、ごみステーションの維持管理ですとか、環境美化活動、親睦活動、福祉活動、地域の見守りといったことで、住みよいまちづくりのために町内会が活動していますので、ご理解をということで、こちらを併せてお願いしているところでございます。

同意いただいた承諾書を提供しまして、各行政区長から町内会のほうの加入のお願いを転入された方に直接お願いして、加入を促しているということで、窓口のほうでは支援しているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今、町内会という話が出たのですが、行政区の新規加入者が減っていると聞いています。また、町内会の名称がなく、行政区名だけのところもあります。

そこで、行政区町内会の加入者から聞き取りをしたのですが、加入している人は「子ども会、老人会などを通じて地域住民の交流ができ、とても楽しい」、「災害時の助け合い、防犯、孤立解消など安心して暮らせる」といったことが加入世帯の声です。また、未加入者からは「加入しなくても困らない」、「関わりづらい」など、特に若い者の声が多いです。

行政区は、行政組織で加入者を増やすには、やはり企業、団体の協力が必要だと思うのです。また、行政区費を企業が支払い、加入している例もあります。

そこで、町による行政区の加入促進、支援策が必要ではないかと思います。いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

加入していただくことの必要性は、今言われたように、災害時のこともありますし、見守りとかもでございます。災害時は、自助・共助・公助の共助の部分では、町内会に担っていただく部分は、大きなものがあると思っております。

また、ごみステーションの管理なども、町内会、行政区で管理しておりますので、行政区

に入っていない人のごみ出しの部分で、不公平感があるということで、ほかの町で新聞記事などに載っていることもありますので、そういったことで不公平感が出てくるということもありますので、そういった部分でご理解を求めるのは大事かなと思っております。

窓口で加入促進するのもそうですが、転入・転出の多い企業の会社のほうからも、まず町内会に入っていていただくというところを促してもらうのは、非常に有効な手段だと思しますので、今後考えたいと思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

行政区の問題で、今ごみステーションの話が出たのですが、私も、集金や何かを回り番でやっていて、区費をもらったら「ごみステーションを使わせないよ」とか、「これ行政区のものだよ」という言い方されるのですよね。ところが、行政区に入らなくても「町は何で有料のごみ袋を出しているのか。それを買ってごみを入れている。それでは、町独自のごみステーションを作るべきではないのか」という声も実際出ているのですよ。そこら辺は、町長はどう思うのか。

あまり強く、使うなどは——人によって、払わないのなら使わせないよという会計の方もいますので、そこら辺も、町長、言い方ですよ。少し考えたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

一つの例として挙げたものでありまして、別に、使わせないとかというのは、町内会で設置したものについては、町内会で判断するものだと思います。アパートで設置しているものもありますし、設置形態はいろいろですが、一つの例として挙げたものであります。

そういうことで、ほかのいろいろなことでも、町内会に入っている、入っていないで、不公平感が出てくる部分が、入っている人から見たら、えっというところもあったりする部分もあると思いますので、そういった面でも、みんなが入っていれば、そういった気分にはならないと思いますので、なるべく全員に入ってもらおうということが大事かなと思っております。

先ほど、アパートが結構埋まっているという話をされていました。企業で借りて、会社で使っているという場面もありますので、そこは、ちょっと加入はなかなか難しいのかなと思いますけれども、実際に住民票を移して住んでおられる方については、やっぱり加入してほしいなと思っているところがございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

本当に、これは大変な問題があるのではないかと思うのですよ。

そこで、町民から「行政区の地番・住所が複雑で分かりづらい地域がある」という声があったのですよね。例えば、本町行政区の中に松山町があり、双葉行政区の中にも松山町があり、さらに松山行政区があると。こういう状況で、行政区の中に振られていて、昔からできているものだから仕方ないと思うのですが、それに対して、字下大樹があって、隣は松山ですね。本来は、芽武になるわけです。ところが松山のところに下大樹という住所が入るのですよね。これもちょっとおかしな話です。

だから、そういうような行政区の地番と住所が複雑化している地域は、まだほかにも見られるのです。町民から「紛らわしいので、もっと分かりやすい区分ができないか」との声があります。町として整理する考えが町長にあるか、お伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

繰り返しになるかもしれませんが、行政区の名称と地番が合致していないというのは、過去からそういうふうになっているところがございます。私も役場に入って勤めた頃、結構苦労して、行政区で言われているのか、地番で言われているのか、分からなくて苦労した経験もございます。今でも全部覚え切れているかという、なかなか覚え切れないところもありまして、不自由な部分というのは、あるなというのは、感じているところであります。

町によっては、大なた振って、何丁目何番地、何丁目何番地と町名ごとに町内会とか、整理ついているところもあるかと思えますけれども、きちっと一致するのがなかなか難しいところがありまして、過去の経緯もあるのですが、そういった不自由な部分と、あるいは慣れ親しんだ地番・住所は子どもの頃から自分の家の住所は覚えておりまして、そこを変えるというのは、先ほども言いましたが、メリット、デメリットがあって、デメリットというのは結構負担があるのです。

住所を変えるというのは、そういった部分があっても、変えてほしいという機運が高まって、これは変えるべきだという判断に至れば考えてもいいのですが、今時点で「分かりづらいよね」という声は聞くのですが、「変えてくれ」までの声はちょっと聞いておりませんので、今時点では地番の変更というのは考えていないところではあります。

ただ、過去に、ちょっと古い話で申し訳ないのですが、昭和50年代だったと思いますが、大なた振ってやろうかというときがあったように思いますが、やはりちょっと難しいということで断念した経緯があったかに思います。なかなか難しい問題だなと思っているところがございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長の言われたとおり、昔から慣れ親しんだ——ただ、移住者とか大樹町に来られる方にとっては、大変ややこしいのが実情です。将来的に考えていくべきだと私は思います。

大樹町は、行政区設置条例は古くて、1952（昭和27）年に作成されて、73年経過しているわけです。今後、条例などの見直しが必要な時期に来ているのではないかと私は思っています。

先ほども、町長は答弁されていますが、最後の質問として、今後考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

行政区設置条例は、町の設立とともにできたような条例でありまして、大変歴史のあるものではありません。ただ、改正はしておりまして、私もちょっと改定をやったことがあります。行政区の境界がはっきりしないところがあったので、そこをはっきりさせようということで、行政区設置条例を改正しまして、本当は、条例で境界線をうたっていたのです。今は規則に委任しているのですが、そこで行政区の境界線をはっきりさせたということを過去にやったことがございます。

ただ、行政区の地番と行政区名というのは、ほとんど連動していないところがございます。そこについては、なかなか難しいなと思います。

例えば尾田地番とか芽武地番はものすごく多いのですよね。尾田地番も尾田の上のほうから、かなり下のほうまで、一つになっています。ただ、行政区はその間に五つも六つもあるのですよね。そこを行政区と連動させるというのは、例えば尾田1、尾田2とかにするとか、そんなことかなとは思っています。

その辺のやり方というのもいろいろあるかとは思いますが、それを町民の方々が求めるかどうかということが大事かなと思っております。やはり慣れ親しんだ、拓進ですとか拓北だとかといった名称も歴史があって、アイヌ語から来ているところもありますし、どこの地域もいろいろあつての慣れ親しんでいる部分もあつて、大樹町のある意味文化的な財産である部分もあるのかなと思います。

行政区と地番とを名称変更するぞというのをどう判断するかというのは、やはり住民からの大きな希望があつての判断になろうかと思っております。私からやっついこうという気持ちは、今はちょっと持っていないところでございます。

**○議 長**

西山弘志君。

**○西山弘志議員**

今、町長が言われたとおり、歴史ある名称、地名ですので、それは大事にしたいのだけれども、やはり人数が少ないと……。それを生かして、そこで何々行政区ではなくて、その地域の名前を残して、もう少しまとまったほうが私はいいなと考えています。

そういうことで、町長、いろいろ答弁ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

**○議 長**

次に、10番志民和義君。

**○志民和義議員**

既に通告してあります1問について、町長に質問をいたします。

高齢難聴者への補聴器購入助成でございます。何度も質問しております。

加齢性難聴者への補聴器助成を行っている自治体があると聞いております。この件について、既に2022年12月、2024年6月の一般質問でも取り上げてまいりました。町長も、必要性について理解しているとして、引き続き情報収集を進め、助成方法について検討していきたいと答えております。

高齢難聴は、認知症との関連性、また難聴であることによって社会参加が少なくなるという報告もあります。早い段階から補聴器を使用することで進行が遅くなると聞いております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1、その後、管内で加齢性難聴者の補聴器購入に助成するところが出てきております。何か所になっているか、お伺いいたします。

2、大樹町においても、補聴器購入に助成を早急に実施してはどうか、お伺いいたします。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

志民議員ご質問の「高齢難聴者への補聴器購入助成について」お答えをいたします。

1点目の「管内で加齢性難聴者の補聴器購入に助成しているところは何か所あるか」につきましては、十勝管内では、10町が助成をしております。

2点目の「大樹町においても補聴器購入に助成を早急に実施してはどうか」につきましては、町単独で補聴器購入費用の助成を行っている管内10町について調査したところ、中等度難聴（40デシベル以上70デシベル未満）で、医師の証明書がある人を対象にしている町が多く、助成上限額や助成率、助成回数にそれぞれ差があるなど、町によって助成内容に違いがあることを認識しているところであります。

補聴器の重要性については理解しておりますので、引き続き他の自治体の情報を収集するとともに、実際加齢による難聴で困っている方や、補聴器の使用を希望している方の実態把握を行いながら、助成制度を創設する場合の制度設計を進めてまいりたいと考えております。

**○議 長**

志民和義君。

**○志民和義議員**

何回も質問をしていて、少しずつ前進しているのかなと思いますけれども、最後に、町長

は、実態把握を行いながら、制度の創設、設計に進めていくということです。

実は、私の身の回りでも、年齢差もあるのですが、私より若い方が役員に加わってまいりまして、部屋で会議をやっているのにマイクを使ってくれということなのです。マイクを使えば、生の声と違って、マイクの声というのは聞きやすいのですよね。そんなことで、マイクを使って今やっておりますが、それで「申し訳ないね」と言ってくれます。だけれども、最近、補助器を、集音器といいますか、そういうのを買いましたという話なので、それでやると、十分に意思疎通ができて、役員もやってくれるということなのです。

町長には、そういう事情は何度も私も説明しております。ただ、内容についていろいろあることも、私も承知しています。多いところは、道内でも根室市などは上限が10万円で、大体5万円が多いかなと私は思っています。全国では、もう既に464自治体と、5月30日付ですが、そういう情報も私は得ております。全国1,700自治体あるのですから、464自治体からもうちょっと進んでいると私は思いますが、早い段階で制度の実現を望んでおります。

十勝管内では、もう半分を超えていると。全国でも3分の1に迫っているということです。改めて、町長はその状況についてどう考えていますか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

以前から、ご質問と要望をいただいているかなと思っておりまして、私どもも、管内の状況などを見ながら考えておりますが、かなり増えてきたということは実態としてあるかと思えます。町村の半分以上が実施しているというところでもありますので、その辺も踏まえて、今後、判断していきたいなと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そういう状況を判断して進めていきたいということですので、引き続き、速やかに実施していただくよう要望して、質問を終わります。

○議 長

以上で、通告のあった一般質問を終了いたします。

### ◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、明日6月5日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6月5日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時40分

# 令和7年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月6日（金曜日）午後1時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議案第 62号 委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 63号 令和7年度大樹町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 4 陳情第 2号 「所得税法第56条及び関連事項見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 5 発委第 3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
- 第 6 議員の派遣について
- 第 7 委員会の閉会中の継続調査について

## ○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
総務課参事	楠本正樹
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	松久琢磨
宇宙航空課長	菅浩也
住民課長	牧田護
保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長	水津孝一
保健福祉課参事	明日見由香

農林水産課長兼町営牧場長	藤 谷 満 伸
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
建設水道課参事	川 口 賢 治
会計管理者兼出納課長	三津田 崇
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	伊 勢 巖 則
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	須 藤 恭 弥

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議 長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
菅議員から発言を求められましたので、これを許します。  
菅敏範君。

○菅敏範議員

6月4日の一般質問の中で、私は、大樹高校が部活動を実施すれば、北海道教育局が財政的な支援をすると発言しましたが、基礎配分額は交付するという事で特別な配分ではないので、誤解を受ける誤った発言でしたので陳謝いたします。また、会議録からの削除をお願いしたいと思います。

○議 長

ただいま、菅議員から陳謝がございました。  
お諮りします。  
菅議員から会議録からの削除の申出がございました。  
会議録から削除することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、会議録から削除することに決しました。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

5番 西 山 弘 志 君

6番 船 戸 健 二 君

7番 杉 森 俊 行 君

を指名いたします。

お諮りします。

理事者より、追加議案として、議案第62号及び議案第63号の提出がありましたので、6月4日に開催した議会運営委員会の審議に基づき、2件の議案を本日の日程第2、第3に

追加することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、議案第63号を追加議案とし、本日の日程第2、第3に追加することに決しました。

#### ◎日程第2 議案第62号

○議 長

日程第2 議案第62号委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第62号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、今年4日に公布されたことから、本条例について、所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第62号についてご説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

今回、改正する別表第2条関係では、委員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬額を規定しておりますが、選挙に係る報酬額について改正するものでございます。

表中の選挙長の報酬は、改正前1回「1万800円」でしたが、改正後は1回「1万2,200円」に、次の投票所の投票管理者から次のページの選挙立会人まで、国の選挙に係る報酬額の引上げに伴い、当町でも同様に引上げを行うものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は、公布の日から施行するもので、来月に予定される参議院議員通常選挙から適用しようと公布するものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第63号

○議 長

日程第3 議案第63号令和7年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第63号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町一般会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,919万4,000円にするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

最初に、歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、参議院議員通常選挙経費で14万円の増。先の議案第62号でお認めいただいた投票管理者等の報酬の引上げに伴い、来月予定されている参議院議員通常選挙における期日前投票及び選挙当日の投開票における、各管理者、立会人等の報酬額について、引上げをしようとするものでございます。

次に、歳入の主なものをご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

16款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金で14万円の増となるものです。

以上で、歳入の説明をさせていただきます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをご覧ください。

歳出合計、補正前の額83億5,905万4,000円、補正額、2款総務費で14万円の増、補正後の歳出合計83億5,919万4,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額83億5,905万4,000円、補正額、16款道支出金で14万円の増、補正後の歳入合計83億5,919万4,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 陳情第2号

##### ○議 長

日程第4 陳情第2号「所得税法第56条及び関連事項見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書の件を議題といたします。

委員会の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、寺嶋誠一君。

##### ○寺嶋総務常任委員長

今定例会において、本委員会に付託されました陳情第2号「所得税法第56条及び関連事項の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書については、6月2日に委員会を開催し、審査を行った結果、所得税法第56条を撤廃するのではなく、関連条項を含め、早期に国に対して見直しを求めるという趣旨の下、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により、ご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明に代えさせていただきます。

第56条は、家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行する事を防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時に比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、白色申告の場合、配偶者は年間86万円、家族が年間50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンを事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

所得税法第57条では、青色申告の特典として税務署長への届け出と認証の下で家族専従者の給与を必要経費に算入する事が認められているが、申告の仕方や課税する側の承認により一人の人間の働き分が認められたり、認められなかったりする税法は今の時代にそぐわない。

また、第72回国会（1974年6月3日）でも、すでに「青色・白色を問わず店主・家族従業者の自家労賃を認め、完全給与制にすること」と全会一致で採択がされており、2016年には国連女性差別撤廃委員会が「女性の経済的独立を事実上妨げている」と日本政府に対し同法の見直しを勧告している。

国は男女共同参画や中小企業の事業継承を推進する方針を打ち出しているが、それらに逆行する同法がいまだ改善がされていないのは大きな問題である。

よって、国におかれては、時代に即した税制を構築するために、国における抜本的な税制改正議論の中で早期に見直しを図ることを求めるものである。

以上、本意見書の趣旨をご理解のうえご審議くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

なお、意見書の提出先は、記載のとおりであります。

**○議 長**

審査の結果の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

安田清之君。

**○安田清之議員**

陳情では、第56条並びに関連条項の見直しとありますが、この条項は何を指してお書きになっているか、お答えいただきたいと思えます。

**○議 長**

寺嶋誠一君。

**○寺嶋総務常任委員長**

今回の審査の論点は、今ご質問のあった所得税法第56条の廃止についてではなく、所得税法第56条及び関連条項の見直しに対して求めるということで、審査させていただきました。

なお、関連条項とは、所得税法第57条についてでございます。ご存じのとおり、所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとして、家族従業者の働き分を経費として認めないことを想定し、一方、所得税法第57条は、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等を定め、親族が事業に専従している場合は、一定の要件の下に必要経費に算入することを認め、青色申告者の特例として事業専従者給与の必要経費の算入、白色申告者の特例として事業専従者の控除を規定しています。

こういう観点で、意見書案を朗読させていただきましたが、1974年の第72回国会で、青色・白色問わず、店主・家族従業者の自家労賃を認め、完全給与制にすることを全会一致で採択しているにもかかわらず、いまだに結論に至っておりません。

50年、半世紀が経過し、時代は大きく変化しております。時代に即した税制改正を早期に進めていくことを国に求める、見直しを求めるということで、全会一致で採択したものでございます。

以上です。

**○議 長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

現実的に、青色・白色を選択するのは、個々の自由です。選んでおいて、これを見直しせ

いというのはおかしな話で、青色でやればきちっとできる話を、白色だから駄目だと。税法上はきちっと区分されている。

白色で申告されている方は、大樹町で何件ぐらいおられますか。

○議 長

安田議員、大樹町議会運営基準の95条で、「委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する議義にとどめ、付託された議案について提案者、委員長に質疑することはできない」とことになっているのです。経過報告だけ、審査の結果と、審査報告の範囲内で、それ以上のことは質疑することはできません。

安田清之君。

○安田清之議員

それで、論議の中でどのようなご意見が出て、このような形になってきたのか。

皆さんのご意見を審議してきたうえで、普通は、これは、継続審査でないかなと僕は思うのですよ。全会一致でということは、皆さんが賛成したということだろうと思いますが、こちら辺は、現実的に中身について、皆さんがきちっと議論をされたのかどうか。

この中身、56条、きちっと税法上調べたのかどうか。こちら辺は委員長どうですか。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋総務常任委員長

ご質問の件ですが、委員会としては、56条、57条、全てにおいて検討した結果でございます。その辺は存じているつもりです。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

この案件について、56条とか条項については、きちっと審査したということによろしいのですね。もう一度。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋総務常任委員長

おっしゃるとおりで、きちっと審査したうえでの結果でございます。全会一致でございます。

ということで、報告を終わらせていただきます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

安田清之君。

**○安田清之議員**

「所得税法第56条並びに関連条項の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書、総務委員会では、採択となりました。

私は、採択されたこと、全会一致ということ強く受け止めますが、青色・白色含めて、税法上問題があると陳情書に書いているわけですね。うちのほうでは書き直しているのですよね、これで採択。ここら辺の論議をきちっとされているというふうには思えませんので、この採択については反対を申し上げます。

**○議 長**

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○議 長**

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○議 長**

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○議 長**

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第2号の件について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択でありますので、これより陳情第2号について、起立により採決いたします。

お諮りします。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議 長**

座ってください。

起立10人。起立多数であります。

よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

**◎日程第5 発委第3号**

**○議 長**

日程第5 発委第3号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充

実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

経済常任委員会委員長、船戸健二君。

#### ○船戸経済常任委員長

ただいま議題となりました発委第3号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書については、北海道市町村議会議長会並びに北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から意見書提出の要請を受け、6月2日に委員会を開催して審査した結果、森林整備の推進は重要であり、本町の林業、木材産業に深く関わりがあるものと判断し、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により、ご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明に代えさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環活用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化するこ

と。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てであります。

以上、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり、採択とすることに決しました。

#### ◎日程第6 議員派遣について

○議 長

日程第6 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任とすることに決しました。

#### ◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第7 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和7年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時33分